

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年2月12日（木曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時07分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

まず、第1に、素案たたき台についての議論を行います。

前回の策定代表者会議の中で幾つか課題になったことがありました。その点、協議を進めていきたいと思えます。

一つは政策検討会であります。この政策検討会については、前回、一定、要綱を提案させていただきましたが、いろいろな議論もありまして、また、正副座長と事務局で詰めきれいいなかった問題がありました。改めてこの運営要綱は引き取らせていただいて、調整の上、提出するというところにいたしました。正副座長と事務局と協議をする中で、幾つか位置付けなどを皆さんに確認した上で要綱を作る必要があるということになりまして、皆さんにご提案させていただきたいと思えます。

一つは、会議規則の第100条12項の規定に基づく会議として位置付けるかどうか。この点であります。

それから二つ目は、前回提案した運営要綱案を見ていただくと分かるんですが、条例策定だけなんです。例えば、議会としていろいろな問題について政策提言を行うことがありますよね。そういうことについてはどうするんだろうと。つまり政策提言です。そのことの位置付けについては、この代表者会議の中で話し合っていなかったということがありまして、それを盛り込むかどうかの皆さんのお考えを伺って、要綱の中に入れるかどうかも含めて、もう一度改めて検討をしたいということになります。

三重県議会がこの政策検討会を持っていて、三重県議会では、いろいろな政策提言も含めてここで行っているんです。したがって、そういうことも考えられる話かなということもありますので、

その議論をお願いしたいと思っています。

○飯田議会事務局次長 今、座長の方からお話しいただいたように、第100条12項の関係、あと政策提言も含めるかというところとございますが、ちょっと細かい点でございますが、正副座長案としまして、まず会派代表者会議の方で全会一致で政策検討会を設置することに合意したのを作っていくという形でございますけれども、会派代表者会議というのが、開催が議長一任となっております。ですので、議員の方からそういう政策検討会を作りたいということを議長に言っていたいで、議長が判断して、議長の一任で会派代表者会議を開くというのもございますし、あと、定例会中には会派代表者会議は必ず開いておりますので、その会派代表者会議の中で提案していただくという方法になろうかということで、そちらの会派代表者会議での提案の在り方についても、細かいことですが、ご確認をしていただきたいと思います。と思っています。

それから、もう1点ですが、先般のこちらの会議でお示した政策検討会のイメージ図でございますけれども、もし第100条12項の方で位置付けるとしますと、特に議会運営委員会での確認といえますか、そこまでは正式には必要は、もしかしてないかもしれない。ただ、議会運営委員会協議会でこういうものを設置するということを報告程度でもいいのではないかということが、先般の正副委員長の打合せの中で出たこととございます。

○森戸座長 ありがとうございます。すみません、私も十分にメモしきれていなかったんですが、一応そういうことです。第100条12項というのは、私はさっき会議規則と言ったんですが、地方自治法の第100条12項ということです。前回お示ししている要綱案の中に、小金井市議会会議規則第119条第4項とありまして、これに基づいて位置付けをさせるということにするかどうかということになると思います。

○宮下副座長 正副座長の事前打合せで、いろいろ議論して、そして今日に臨んでおります。政策検討会については、この間もイメージ図が出て、それについて、過去2回ぐらいイメージ図を出し直したりして議論していると思います。その間、市民をどう位置付けるのかとか、そういったことで議論もあったり、あと、提案の仕方がどうこうということで、いろいろ議論にもなっています。そういった中での今日の引き続きの議論なんですけれども、今、森戸座長の方で話した中で、最終的な提案のところを条例にするのか、それとも政策提言にするのかということで、それも含めるのかということで、議員提案で条例を出すということに本来の目的があるのだから、条例提案ということが目的だということで設定していいのではないかとということで当初進んでいたんですけれども、よくよくここを考えると、私が特にこだわったのは、最終的に条例に至らない場合もあるのではないかとということも考えまして、そうなるのと、条例に至らなかったから、では全てパーですよということで、それでそのまま解散するのではちょっともったいないし、それまでの議論の積み重ねも消えてしまうので、もし条例提案に至らないにしても、政策提言で最後に議員の総意としてまとまるのであれば、そういうことも含めてもいいのではないかとということで、私としてのこだわりとしてそれを言っております。

三重県議会、これは県議会なので、市町村議会とは違うんですけども、三重県議会の中では政策討論会という名前で設置しているんですけども、その中には、最終的に条例としてやらないものでも、例えば知事に対する政策提案という形でまとめたりしてしまっていて、その中で、水力発電事業の民間譲渡に伴ううんぬんという、そういうプロジェクト会議という形での政策提案があたりとか、最終的な取りまとめとして、政策提案という形で取りまとめたという事例もあります。です

から、本来の目的は条例提案というのがこの政策検討会の在り方だとは思いますが、そうではない場合も含めてもいいのではないかとということで、さっきの森戸座長の政策提案も含めてはどうかという話になっています。すみません、これは正副座長会議の中で私がいろいろしゃべったものですから、私の方でフォローさせてもらいました。

○森戸座長 条例に行き着かないだけではなくて、もともとそういうことを目的に作るということもあるわけですね。宮下副座長は条例に行き着かない場合もあるのではないかとということもおっしゃったんですが、例えば小金井市の財政計画についての市議会としての提言、一致するかどうかは分かりませんが、例えばそういうものを議会のプロジェクトチーム、政策検討会を作って検討し、市長に投げ掛けるということもあるのではないかと。それは行財政改革調査特別委員会があるのではないかと多分皆さんおっしゃるかもしれませんが、ここは調査の柱を立てて、本来なら委員会として一致したもので意見を市長に対して出すということができればいいんですけども、そういうことには現状はなり得ていないわけですね。お互いが意見を述べて、それで調査を終了するという形になっているんですが、例えば今度作るものは、政策検討会では何か形を作ることが一致すれば、そういうもので一致してこういう提言をすることにもなる場合があるということなんですよ。今、財政問題で言ったんですが、もっと違う問題でもいいですよ。子育て支援に対する市議会としての提言みたいなことでもあり得る話かなということなんです。

前回の議論の中で、条例は作るためにあるから、確かにそこに向けて皆さんが努力するんだけど、最終的には一致しない場合もあるのではないかとということも宮下副座長は考えられたわけですよ。そうなった場合に、提言として残すという、一つのをまとめていくという形もあるのでは

ないかと。したがって、政策検討会が条例提案だけではなく政策提言もできるということにした方がいいのではないかとということであります。

一応そういうことで、まず会議規則に位置付ける正式な会議とするかどうかについて、前回は皆さんから異論がなかったかなと思っているんですけども、そういうことでよろしいでしょうか。皆さん、うなずいていらっしゃいますので、いいですか。

では、それは第100条12項の位置付けの正式な会議とさせていただきます。よろしいですね。

次に、今、申し上げた政策提言の問題ですが、いかがでしょうか。

○斎藤議員 条例を制定しようとして政策検討会を設置したという中で、賛否が分かれたので条例が制定できない。だから提言というのは、ちょっと私は実はほとんど来ていないんですけども、いろいろ検討した結果、条例にするほどではないけれども、議会としての決議みたいな形で意思を示すということはあるのかなと思って、そういう意味では、正副座長の提案は了としたいと思いません。

○森戸座長 ありがとうございます。そういうことですよ。

○白井議員 確認なんですけれども、基本的には条例制定を目指すためにこれを設置するという、設置段階ではそういう認識であるということでもよろしいですかね。頭から条例ではなくて提言しようみたいな形でこれを設置するということにはならないということでもよろしいですかね。

○森戸座長 頭から政策提言しようということもあると。

○白井議員 それで一致するかどうかですよ。

○森戸座長 そうですね。ですから、条例策定及び政策提言という言い方になると思うんですよ。

○片山議員 三重県議会の政策提言が最終的にどのようなようになっていくのかという、後追いというか、

それを分かるのでしょうか。県知事に提言した後、どのような扱いになっていくかということはあるのでしょうか。ただ言っただけみたいになるんですかね。

○森戸座長 知事への提言は出されているんですよ。これは平成20年10月20日に知事に対して提言を出して、知事は従っているんですかね。そこまでは調べきれていないですね。これは全会派が参加しているんですね。

○鈴木議員 政策検討会の可能性としては広げておきたい。政策提言があり得るということは可能性を残しておきたいと思うんです。ただ、常任委員会、特別委員会との関係の整理が必要かなと思いついて、では各委員会は一体何をやっているんだということにならなければいいなと思うんです。同じことを二つの場所でやるということにならない整理が必要かなと思います。

それと、提言にしる、条例にしる、不一致の場合の合意形成の難しさ、どうそれを成果として残していくかということについては少し研究が必要かなと思っています。提案としては全然否定しません。ただ、そういったところの整理が若干必要かなという感想を持っているということです。

○斎藤議員 事務局に確認なんですけど、委員会のできること、できないことをちょっと示していただければと思うんですが。

○飯田議会事務局次長 今、委員会の中で所管事務調査というのをやっているかと思うんですが、あれは、解説本などによりますと、本来は条例制定を目指してという形になるかと思うんですけれども、そういった中でも、小金井市議会はなかなかそこまではいっていないという中で、正副座長との打合せでは、政策提言も含めてはどうかというようなお話になっておりました。ですので、委員会の中でやれるものがあれば、本当は委員会の方が優先だろうというところはございますが、現状の中で、政策検討会の中にそういう権限も含

めたらどうかという話合いにはなっておりました。

○森戸座長 今の委員会の調査の柱というのは、子ども・子育て支援、そういう大くくりの中にあると思うんですけども、待機児童解消とか、そういうことにはなっていないんですよ。（不規則発言あり）なっているのか。だから、委員会ではまとめきれない。本来は調査というのは、委員会が調査の柱を立てたんだから、委員会として結論を一致するところで市長に提言をするということができればいいんですけども、それが今はできていないわけですよ。本来は委員会でやれたら一番いいと思うんですよ。ただ、委員会もいろいろな陳情があったり、議案があったり、調査も全般にわたっていたりするところもあるので、その一部をとって、政策検討会でよく議論して結論を出していくというやり方もあるということだと思うんですよ。

○斎藤議員 今の座長のおっしゃるとおりで、条例を作るということは、要するに作業が伴うわけですよ。ただ、委員会の議論、調査等、話の上で言うと部局に対する質疑をするという形態の中で、できないことがたくさんある。それを補う形で行う。ですから、最終的に委員会付託というのはないと私は思っているんですが、一つの条例について深く作業も含めた形でやるとなると、委員会では限界があるので、だからこそ必要になってくると思っています。ですから、配慮というのは確かに必要かもしれません。では、それは全議員が参加する形になる、全会派が参加する形になれば、おのずと委員会に対する配慮というものが生まれてくるんだろうと思っています。

○森戸座長 そうですよ、委員会というのは、斎藤議員がおっしゃるように、あくまでも部局に対して質疑をしてということなんですけど、政策検討会は自分たちのアンケートもとれるし、例えば予算なり確保して、市民との懇談もしたりとか、機動的に動ける活動になっていくのかなと思うん

ですよ。その辺りの区分けは必要かもしれないですよ。

○板倉議員 委員会の調査の柱との関係で、調査の柱にかかっているものを政策検討会の場に例えば持ち込むと。全会派で検討していこうではないかとなったときに、委員会の調査の柱にかかっている事項について、委員会で発言するのかどうか。例えば部局に質問するのかどうかとか、そこをどう整理するか、私も今まだ頭の中で整理できない部分があります。例えば共産党議員団などは、予算の組替え動議とか、条例提案など行っていますが、先に政策検討会に投げ掛けなければいけないのかとか、すみ分けはどうすればいいのかと、今、私も整理できないんですね。そこはどのようにお考えですか。

○森戸座長 委員会でやっていることで、別でやっていた方がいいねと全ての会派が一致した場合に、政策検討会を作るんだったら作るということだと思んですが、委員会でやっていることを改めて別の場所ということになるかどうかはケースバイケースだなと思っています。委員会が結論を出せなくて終了した段階で、ではこれはみんなで政策検討会でやろうという話になる場合もあるでしょうし、そこはいろんな状況があるかなと思います。これはあくまでも全ての会派の代表者で合意をするということですから、単独で会派で出すものを政策検討会でという想定には、前回示した運営要綱もなっていないので、それぞれの会派が出される条例案とか、そういうものは自由だということは大前提です。

○板倉議員 それで、例えば政策検討会を設置すると。要するに、議会基本条例の中で、条例が確立された後に例えば政策検討会がうたわれたとなったときに、先にそこに投げ掛けてから、そこで一致しなかったときに会派それぞれで個別のアクションを、例えば条例提案とか、そういう形になるのか。その順番というか、政策検討会にまず先

に投げ掛けなければいけないのか。投げ掛ける前に、それぞれ単独で条例提案などを行っていてもいいのかということについては、どうしたらいいでしょうか。

○森戸座長 先ほど答えたように、それは単独で出すものは単独で出してもらうので、全然自由で、今まで変わらないということです。だって、政策検討会はみんなで作ろうとって作られるもので、もともとあるわけではないんですよ。だから、投げ掛けようにも、単独で出す場合には投げ掛けられないわけです。だから、会派代表者会議で条例提案しますよ、予算の組替えを出しますよで、これで今までどおりと変わらないということなんです。政策検討会は常時設置しているものではないから、だから、単国会派で出すものは、そこに投げ掛けるものは何もないということですよ。

○水上議員 私も政策提言を入れておくのはいいと思うんですけども、どういうものが政策提言になじむのかという想定はないわけですよ。例えば待機児童解消みたいな具体的な問題で、多分政策提言にはならないと思うんです。つまり全議員がある程度一致する方向で、同じ土俵で話し合おうと。議会としての意見をまとめるという形になりますよね。ある程度、市政の重要問題とか、ぼっかり土地が空いたときに、それをどう活用するかみたいなことの意味をまとめるとか、想定できないこと、そういうような感じだと思うんです。だから、ある程度政策提言もできるということにしておいて、今後の可能性として残しておくということかなと思うんですよ。余り細かく考えていくと、具体的な手続はどうするかということにはならないのではないかという気はするんですよ。だから、ある程度全体が一致して、全体として意見をまとめる提言みたいな形のものなわけです。だから、そういうものとして、将来の可能性として、一応議会の権能として確保しておくというような位置付けかなという印象なんです。

れども。

○森戸座長 多分、市政の重要課題になると意見が分かれて、やれない可能性の方が多いと思うんですよね。本当に枝の部分で、これはこうした方がいいということで全体が一致したときに、何か出てくる場合もあるのではないかとということなんですよね。だから、三重県議会は水力発電の民間移譲についてとか、本当にその部分について調査をして結論を出すみたいな形なんですけれども、そんな感じなのかなと思うんですけれども。

○片山議員 私もそのような機能的なとか、機動的なものかなと思っていたので、余り大きなテーマとは思っていなかったんですが、例えば、前から湯沢議員とかからいろいろお話が出て、女性相談のことについて勉強会をやらないかなんて話をしているんですけれども、どのようにやろうかというのをずっと検討しながら、まだ進んでいなかったりするんです。そういったものを投げ掛けて超党派でできればいいなと思ったりしていたんですが、そういったものとか、議会改革の中でも、議会運営委員会だけでは検討しきれなかったものとか、そういった、進めたいんだけど、もうちょっと機動的にできるということに使えるのだからかと思って、今、聞いていたんですが、どのように皆さんお考えになるかなというのを伺いしたいと思います。

○小林議員 前回、前々回の議論にも出ていたと思うんですけれども、今までのような有機的な組織を作って政策を議論するということは、今までどおりできるという前提もあることを忘れてはいけないと思っています、食育などは、実はほとんどの方が入る有志というような形で会議が始まりました。それを1年ぐらいやった上で、その中で何か成果物を出そうというところで、たまたま条例ということになって、それで事務局等に積極的に動いていただくために懇談会というものを作ったというのが、もう1年ぐらい、いろんな勉強会と

かで議論した後なんですね。そこからいろいろ、最近話題になっているような形で取組が始まったということなので、恐らく政策検討会を作ろうということで、会派で話題に上がるときには、ある程度のメンバーでも話ができていて、ゴールも、条例なのか、政策なのか、その辺はもう決まった上で提案になってくるんだろうなど。ほかのシステムではなくて、会派提案でもなく、有志の提案でもなく、あくまでもこれを使うんだという、ある点、決まったところでの提案になるのではないかなと思っております。

○森戸座長 そうですね、大体そういう形になるかなと思うんです。宮下副座長のご心配もあるんですよね。条例で出発して出てきたけれども、条例にはなじまないと思う人もいて、反対するということも出てくるかもしれない。そのときに、全体を提言でまとめられないだろうかということもありますし、最初からこれは政策提言でいった方がいいという話で進む場合もあるということだと思えます。このときは全ての会派が一致するというのが大前提になっていますので、それを前提にした政策検討会になっていくのかなと思うんですけれども。

この中に盛り込むということで、どうでしょうか。細かいことはまた、要綱などを作ってやっていくということになるのではないかなと思うんですけれども、そういう幅も持たせておいた方が、議会の政策立案能力を高める上では大事ではないかなと思うんですが。

○中山議員 座長がおっしゃるとおり重要なことだと思いますので、盛り込むことについては異論はないんですけれども、ネット等で調べてみますと、例えば茅ヶ崎市とか、高山市とか、ほとんどの自治体で政策提言を行う場合には委員会中心で議論していると。その中で、自治体によって若干誤差はあるんですけれども、委員会で作案を作って、全員協議会のような場で全議員から意見を聞

いて、それを持ち帰ってまた各委員会で協議して、最終的に条例なり提言しているというような流れにどうもなっているみたいなんです。先ほど鈴木議員がおっしゃったように、運用が一番重要なと思ってまして、そういうつもりでこの条文の条項のところを考えていたのではないよということになると、せっかく盛り込んだものが、運用面で不一致になってうまく機能しないということになるとちょっと困るかなと思ってまして、そこだけがちょっと心配される場所です。

○斎藤議員 今、中山議員の方から茅ヶ崎市と高山市という例を出されたんですけれども、教えていただきたいんですけれども、そこで実際協議している全員協議会みたいなところというのは、議事録はどうなっているんですかね。オープンな会議になっているのか。我々が今、目指しているのは、全部議事録のあるオープンなところなので、そこからわざわざ委員会に戻す必要なく、いきなり本会議の採決というところで十分機能はできるんだろうと思うんですが、もしよろしければ、分かれば教えていただければと思います。

○中山議員 私の分かる範囲なんですけれども、例えば茅ヶ崎市の場合は、政策討議の運用についてということで、組織ですとか政策討議について、実施方法等については議会基本条例の中、茅ヶ崎市の場合は第14条となっていますけれども、実施方法等について規定されていないということで、その運用について議会で検討を行った結果、各常任委員会での提言書、条例等の素案及び案を取りまとめるための討議と、議員全員を対象とした説明、意見交換会等の場での討議を政策討議の機会と捉えて、政策討議のサイクルを考えているということで、まず常任委員会が主体となって、各常任委員会ごとにテーマを決めて、一定の期間、調査・研究を行うということで、所管事務調査を行って、それで各常任委員会の中で政策討議を行って、そういった調査・研究の結果を踏まえて提言

書、条例等の素案を取りまとめている。その後、全員協議会となっていますけれども、素案ができたなら、議員全員を対象とした説明・意見交換等の全員協議会の場を設けて、各常任委員会での後、議員全員を対象とした説明・意見交換等の場に出た意見等を踏まえて提言書、条例等の案を取りまとめるということで、最終的には議長に提言書、条例案等を報告して、提言の場合は市長に提言する、条例案の場合は条例案として議会の議案として提出するという流れにどうもなっているみたいなんです。大方そんな感じではないかなと思います。当然、この流れを見ますと、各常任委員会と全員協議会の場で、その流れの中で出来上がっていますので、多分茅ヶ崎市も全員協議会議事録を出していると思うんですけれども、議事録に残る場できちんと協議されているという形にはなっていると。小金井市の場合も、先ほど正式な会議として取り扱うということですから、公開制もありますし、議事録にも載るとということで、そこは問題視していないんですが、運用上どうなるのかというところが、きちんと詰めて条例に盛り込んでおかないと、後で意見が分かれたりすると機能しなくなる可能性があるのかなと。

○森戸座長 それは条例策定の場合もということですか。ではなくて政策提言の場合も。

○中山議員 政策提言の場合もということです。すみません、茅ヶ崎市のことなので、私で分かる範囲ではこの程度です。

○森戸座長 常任委員会に機動的な役割を持たせているところと、小金井市議会の場合はあくまでも調査ということだけになっているわけですよ。あと、最後の調査報告書というのは、提言が出るのではなくて、各会派が意見を述べ合って、それで報告書としてまとめるということになっているから、なかなか委員会として政策提言にはなり得ていないところがあると思います。本来は政策提言を委員会が行うことができれば一番いいのかな

と思うんですけれども、ただ、そこも委員会の審査というのは一定限界があるのではないかなと思うんです。それをもうちょっと柔軟に対応できる形で、本当に狭い分野のことについての提言という形になると思うんですよね。

○中山議員 毎年、予算要望の前に、各会派の方々は多分市長に対して、こういう予算をお願いしますというような予算要望を行ったり、政策を提言されたり、会派ではやられていると思うんです。ですから、それを議会全体でやるかどうかという話だと思うんですよね。そこに会派間や議員間の中で考え方とかやり方、方針が若干ずれが出て、結局一致できないと不一致になってしまいますから、議会全体としては提言できないねと、要望できないねということになると、結局今までどおり各会派でやりましょうかと、やるのでしょうかけれども、そういうことになるのではないかなと思っていて、だから全会派で一致して、例えばそういう検討会を設置したとして、その後どういう運用にしていくかということころはきちんと議論しておく必要があるのではないかと思います。

○森戸座長 多分予算はできないと思うんですよ。一致しないと思うんです。だから、全体が一致する問題のところだと思うんですよ。今、言われたワンイシューで、例えば桜の木の保存についての市議会としての提言とか、本当にそういう各論の、大きい問題なんだけれども細かい問題の提言を出すということになると思うんです。

○宮下副座長 正副座長の打合せの中でもイメージを膨らませたんですけれども、政策検討会が例えば一つの期間で二つも三つも立ち上がるということは考えられないということで、ほぼ同意しています。食育のときも、座長、副座長、書記局、大変な思いをされていたと思うので、それにプラスして、あれで同じような規模でアスベストの関連でやったら、もう両方つぶれていたのではないかなと思いますけれども、だから一つの期間の中で

1個政策検討会が持てればいい方ではないかというのが、イメージとしてはそんな感じで、結構それなりに負荷がかかるではないですか。調べたり何だかんだで、意見も多分合わないだろうし、だからそういうのもイメージの中ではちょっと考えています。

○中山議員 高山市の例などを見ますと、議会がどんな政策提言をしているかなと、結構出されているんですよ。平成23年に関しては、障がい者福祉についての提言ということで、平成24年は結構多くて、公共交通体系とか、産業経済政策の展開について、高山市公設卸売市場についてとか、水道管の早期耐震化とGIS地理情報管理システムの導入について、ごみ処理施設の建設について、こういうようなことを提言されていて、平成25年、平成26年等々、観光ビジョンですとか、公共物の効果的な運用についてとか、こういったテーマで市長にどうも提言されているみたいなんです。詳しい中身はしゃべり出すと切りがないので省きますけれども、説明を見ますと、市民意見交換会等で聴取した市民の皆さんの意見を考慮しつつ、政策課題を設定して、その課題解決に向けていろいろと議論や専門家からの聴取などを行って、関係する事業の評価及び決算の審査結果を踏まえて政策提言を作成すると。この提言は、議員全員で討論を行う政策討論会で議論し、議員全員の合意を得た後、行政側に提出されるとなっております。ですから、うまくやればできるのかなと思っていて、ここで今日結論を出すのは難しい思っていて、できれば、問い合わせ先も書いてあるので、茅ヶ崎市とか高山市とかそういう先進的な取組をやっているところの議会事務局等に、どのようにやっているのかというのは調べてから議論してもいいのではないかなと思うんですけれども。

○斎藤議員 あくまでも印象で申し訳ないんですけれども、今、言われたのは、恐らく小金井市議会で行っているのは、他自治体機関に対してです

けれども、意見書に近いものを政策提言という形で市長に出しているのではないかなと、一瞬ちょっと印象としては持ちました。今、我々がイメージしているのは、条例の制定というところでまず考えていまして、それは多分一致していると思うんです。条例に至らないところでも、政策提言という形で切り替えてはどうかという議論を今、しているんで、余り詳細の部分の政策提案では逆にないと私は思っているんです。条例に近いものに関して、全会で一致して目指すべき課題となると、おのずと精査されるんだろうと思っていまして、余りその部分で心配する必要は私はないと思っています。

○森戸座長 中山議員がおっしゃったのは、委員会で調査を立ち上げて政策提言をするやり方ですよ、高山市についても。

○中山議員 そうですね、茅ヶ崎市も高山市も、あとほかのもろもろ出てくるんですけども、大体委員会の中で議論されているというようなやり方をとっているみたいなんです。小金井市は違うやり方で、きちんとそういう第100条に基づいた会議を立ち上げて、正式な会議を立ち上げて、そこで議論するというのであれば、私はそれでもいいと思っはいます。問題は、合意形成できない部分、こういった論点整理等をきちんとやっていって、最終的にどのように処理していくかというところが、小金井市議会流にどうしていくかというところは議論する必要はあるのではないかと思います。

○森戸座長 作ろうという合意形成は最初にできていないと、多分政策検討会での政策提言はできないと思うんですよ。全会が一致していないとね。だから、その点からすると、議論はいいよと言って、最終結論で合意形成できないと、これもあるかもしれないけれども、全体はこのぐらいだったらいいのではないかと提言になっていくのではないかと思うんですけどもね。

○中山議員 ということは、設置するときは会派で一致して、提言なり条例を作っていきますよというところで一致をし、そこの方向に向けて進んでいくと、それが前提だと。

○森戸座長 そうです。全ての会派が一致するというのが前提です。

○中山議員 そうしますと、例えば政策提言を行うとか、条例でもいいんですけども、条例を制定する中で、合意形成できない部分については不一致だから、そこについては提言それから条例の中に入らない、漏れていくという形になるわけですね。それも含めて議論しようということですね。いいか悪いかとか、やるべきかどうかとか、検討会の中で。

○森戸座長 やるべきかどうかは、スタート時点ではやろうということでスタートすると思う。

○中山議員 だから、結局そこで議論されて、出てきた最終形というのは、全会派が合意できているわけですから、一致できるということですね。であれば、私は問題ないと思います。

○森戸座長 ということになっていくと思うんですけども、いかがでしょうか。最終的には、一致するところの結論になっていくと思うんですよ、条例にしても、政策提言にしても。

○五十嵐議員 ちょっと確認なんですけれども、前回のときには、最終的な採決までは縛らないという言い方があって、議論の結果として、もしかしたら反対なり退席なんかあるかもしれない。スタートは全員合意したけれども、最終的にはそうなることもあるかもしれないとありましたよね。今の中山議員の発言の中で、例えば途中で条例を具体的にしていっていったときに、不一致な部分が出てきて、その部分は避けていって、全会派一致の原則みたいなものを確認しながらやるべきではないかという話のように聞こえたんですが、どちらにしても話合いの過程の中では一つ一つが全会派一致なんだとか、あるいは最終的な結論に対しては

縛らないとか、例えばそういうようなことを事前に要綱なり何なりに、要綱に載せるのがいいのかなどうか、よく分からないんですけども、要するに最初の確認事項として、そういうことをちゃんと決めた上でやるべきだという話を今、しているのかなと話を聞いていて思ったんですけども、そういうことでいいんでしょうか。

○森戸座長 中山議員は、全会派が全部一致してやるべきだというご意見かなと思ったんですけども。

○中山議員 そういう意見なんですけど、どちらでもいいと思うんです。つまり、前回までの議論で話し合った中身でいくんだったら、その取り決めに従って我々がやっていけばいい話であって、設置は合意できるけれども、アウトプットについては議決で賛成できないという場合も、もちろんケースとしては考えられますよね。だけど先ほどのお話ですと、そういったところは盛り込まないわけですから、要は自分の会派の思いがあるものが盛り込まれなかったから反対だという考え方も出てくるのかなと思うんですけども、その辺がちょっと難しいかなというのが正直なところなんですけれども、だから、例えば設置するという合意形成がとれて、全会派で会議を設置できたとしても、例えば出てきた提言なり条例案に関して、賛成できなければ議決で反対する場合もあるということであれば、そういうルールでやりましょうと決まれば、それでやっていけばいいと思うんですけども、その辺がどうなるのかなというところです。

○森戸座長 全体として、全会一致できたものを、途中で、あなたはここは意見が違うんだからしょうがないとは、小金井市議会は多分しないと思うんですよ。全会一致できる努力をかなり重ねていくと思うんですよね。ただ、どうしてもここだけは意見を言いたいという場合は、それは提言したときに、少数意見としてこういう意見もあったと

いうことはあるのかもしれない、やり方として、ということだと思うんですけども。

○中山議員 多分、小金井市議会の会派は、こんな課題があって、これを解決するためにはこのようにしたらいいのではないかとことをきっかけにというよりは、例えば、これから行われるであろう議会報告会や、市民の皆さんとの意見交換会というのをもしやるとしたら、そういった中でこのようにしてほしいというのが、具体的なお要望なりご意見が市民の方から出てくると。議会としても、それに真剣に取り組んでいかなければいけないということで例えば一致して、政策検討を行っていくというような状況のパターンが多いとか、そういうパターンだと思うんです。我々から、これをやりましょう、あれをやりましょうというものもあるとは思いますが、市民の方からの要望だからということで多いと思うんです。それであればそれでもいいんですけども、市民の方の中にも意見が分かれますから、そこで細かいところで一致できるかどうかというのはあるとは思いますが、だから運用上のルールさえきちんと皆さんで合意が、つまりこの議会の中で合意がとれていけば、その運用ルールに従って進めていけばいいことかなと思っているんです。ですから、座長がそのような認識であれば、それでいくと。

○森戸座長 ただ、どこまで運用を決めるのかということもあるんですよ。前回の中では、最後まで会派を縛らないとか、採決態度について縛らないというところは一致しているんですよ。ただ、私がさっき言ったのは、小金井市議会はせっかく合意して進めたことを、最後、もう意見が分かれたからこうしようなんていう議員の人はいないだろうという前提で話をしたのだから、できる限り全会派が一致できる努力をする中で、最終的な条例を作ったり、政策提言にする努力を惜しまない市議会だと思っているので、そういう

ことを申し上げたんですけれども、ただ、最終的な結論は、五十嵐議員がおっしゃったように、前回でも一致したような、拘束はしないというか、そこまではこの要綱の中で縛るのはやめようということだと思っただけです。ただ入口は、全会派が一致するということは大前提ではないかと思うんです。あと、細かいのは、それぞれの政策検討会を作ったところで相談をして作っていただくというのが一番いいのではないかと。ここで想定できないでしょう。こういう場合にはこうした方がいいとかいうのは想定できないので、作ったところで判断してもらおうということになるのではないかと思うんです。だから、五十嵐議員がおっしゃった、入口は一致して出口は縛らないということまで要綱で書くかどうかというのは、そこまでは書けないのではないかなと思っただけです。あくまでも政策検討会の会議の位置付けと、座長を決めるとか、そういうことの大枠の要綱を決めていくということになるのではないかと。イメージは分かりますでしょうか。

○中山議員 分かりました。そうしますと、一つ懸念されるのは、最初にそれを設置するかどうか一致できるかどうかということだと思っただけです。つまり、ろくな議論もされないまま、いや、この提案にはうちは多分乗れないから設置はやめておこうとなると、議会の政策提言機能というのは失われてしまうのかなというのがありますね。それだけは気になりますね。

○鈴木議員 政策検討会の設置について、座長がおっしゃったとおりだと思っただけで、合意形成の努力をするということですよ。ただ、先ほど副座長もおっしゃっていましたが、それなりの時間と労力をかけて取組をしていく中で、結果的にそれが不一致でないものになってしまうというのはつらいという意味では、正副座長のお考えは理解しています。そういった中で、政策検討会というものの可能性は残すということについては、

先ほど言ったとおりですけれども、確認なんですけれども、政策検討会の設置を市民側から求められる可能性ということもありますよね。例えば陳情とか、この辺の整理はどうなんですかね。食育をイメージするわけですよ。アスベスト条例もそうですけれども、議会側の発意で行うわけですけれども、そこには市民の思いというのも入っているわけですよ。これがまた別の形で、例えば陳情という形でそういう要求が来たときに、議会はどういう対応になるんでしょうか。それを粛々とやっていけばいいのか。そういうことですかね。そこだけ確認したいんです。

○森戸座長 議会が採択をして、賛成多数ということで、反対者があった場合にどうするかというのはありますよね。それは賛成した会派で出してもらって以外にないんですよ。それは政策検討会にはならないんです。

○鈴木議員 それは入口のところで一致した形で進めたいという、発意がどちら側にあるかだけの違いで、それは同じということですよ。

○森戸座長 そうです。議会が全会派一致で採択をすれば、それは政策検討会に回そうということになるんですけども、反対、賛成が出て、賛成多数で採択された場合は、それは賛成した会派で責任を持って出してもらおうということなのではないですかね。

○鈴木議員 分かりました。そこでも議論というか、意見の調整というのではないですけども、議論が必要なんじゃないかな。そういうこともあり得る。

○森戸座長 こういう政策検討会を立ち上げてほしいということが出て、反対と賛成が出れば、それはもう立ち上がらないということですよ。そういうことなんです。

○鈴木議員 分かりました。そこを確認したい。恐らくそういうこともあり得るだろうということなんです。初めから議会の中でそういうものに

ついて全体で共有したい、制定したいという気持ちとか空気が醸成されてきてなる場合とは限らないということも考える必要が若干あるかなと思ったので、確認させてもらいました。分かりました。

○森戸座長 この政策検討会は全ての道は全会派の代表者に通じています。全会派一致に通じています。そう簡単にはできないと思うんですよ。よっぽど一致していないとね。そんなこと言っはいけないんですけども、できるようにしなければいけないんですけどもね。

○中山議員 例えば、今、総務企画委員会の陳情なんか、福祉会館の建て替えの場所をどこにするかなんて、具体的な例ですけども、出ていて、どこかの民間マンションと合築するのがいいのか、そのまま建てるのがいいのか、どうするんだみたいな話になったときに、政策検討会を立ち上げてそれを研究しましょうとかいう、委員会の議論はあるんですけども、そのときに結構ややこしい話になってくる。つまり、私が一番危惧するのは、変な意味ではないですよ、すごく政治的な道具として使われたりしないこととか、それからあと、例えば時間の問題で、そんなのを検討していたらあっという間に時間が過ぎてしまうからということで、例えばそういう理由でその設置を反対したとするではないですか。議論もしないで反対した会派が悪いみたいなことを言われたりすると、それは本意ではないなと思うわけですよ。すごく具体的な例で分かりやすいように説明している。そういうことは小金井市議会の皆さんの場合はないと思うんですけども、またそれをレポートで配られたりしても、私の真意ではないので。

○森戸座長 中山議員、今、福祉会館ということを出されましたけれども、一致しないものはできないんですよ。無理なんですよ。

○中山議員 すみません、ちょっと分かりやすいように、今、僕の頭の中で思いつくことを言って

しまったんですけども、座長のおっしゃることはよく分かりました。

○森戸座長 全ての会派が一致することですよ。例えば中山議員の会派は、これは市長がここでやると言っているんだから調査の必要はない、政策提言の必要はないと多分おっしゃるでしょう。そういう会派も出てくる可能性があるから、不一致になることは十分に考えられることだと思うんですよ。ただ、市長の執行権について私たちがあれこれ言えるかどうかというところは、議会の権能を越えるところまではなかなか難しい部分があると思うんですよ。その辺りの判断はそれぞれの会派でしていただくことになるのかなと思うので、そういうことではないかなと思うんですけどもね。いかがでしょうか。

○中山議員 よく分かりました。座長の整理でよろしいかと。小金井市議会ですから、皆さん良識ある方の集まりだと思います。

○森戸座長 そうすると、条例策定及び政策提言ということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのように付け加えさせていただきます。

あと、今、議論になったことで、前回の要綱案を見ていただきたいんですが、第4条の「政策検討会の委員は全会派の代表者で構成する」となっているんですが、「全ての会派の代表者で構成する」ということでいいかどうか。全ての会派が出ないとまずいのではないかということだと思うんですが、前回、そこはちょっとという話もあったんですが、最終的には「全ての会派」ということでいいのではないかなと思ったかなと思っているんですが、よろしいでしょうか。

○中山議員 最終的に提言するかとか、条例を可決するかとか、最終の判断は採決で決めるということによろしいんですよ。

○森戸座長 はい、そういうことです。

○飯田議会事務局次長 今、お話しいただいているのが、前回お示した政策検討会たたき台と思うんですけども、前の議論の中で、斎藤議員の方から、全体の流れを要綱化したらどうかというご意見もあり、また、正副座長でもう一回その要綱案については出し直しということではよろしいでしょうか。

○森戸座長 そういうことですね。ただ、ちょっと確認の上で、組織の在り方として、「全ての会派の代表者が」ということを文言として入れていきたいということなんですけれども、よろしいですかね。これはまだ、これでいくということではないので、一応参考のためにということで。

それでは、ご意見がないので、そのようにしたいと思います。

それでは、政策検討会は、今日頂いた議論を改めて正副座長で持ち帰りまして、要綱案としてたたき台を示させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、前文にいきます。

若干休憩します。

午前11時13分休憩

午前11時17分開議

○森戸座長 再開いたします。

前文についてですが、正副議長との協議の結果、先ほど事務局長説明をしていただいたということでもあります。宮下副座長から大変丁寧に文章を書いていただいております、この間の経過について、宮下副座長から説明をいただければと思います。

○宮下副座長 最初に、資料で1点抜けているところがありまして、そこを加えていただきたいんですけども、1ページ目の資料の真ん中辺りに、「第四段落」ということで「不一致（三択）」と書いてあるところがありますけれども、「第2班の下線部分を」というところで、「下線部」が消

えてしまっていますので、申し訳ないんですけども、私の手違いだと思います。「下線部」というのは、「少数会派の活動を保障する」という、その上に書いてある、その部分が「下線部」ですので、下線を引っ張っておいてください。

これまでの経緯ということで、結構長い議論があって、まとめていると非常に切りがなかったと思いましたが、それで、特徴的な部分を3点だけ拾って、それでまとめざるを得なかったというのが正直なところなんです。ですので、これで百点満点かと言われると、それもどうかと思うんですが、あえてみんなで議論するに当たり、特徴的な部分を3点挙げて今日に臨んだというところであります。

1点目は、平成26年2月24日の策定代表者会議であった議論の中で、いろいろな議論の中で、片山議員が「前回の確認としては、C案になるとしても、前文に少数会派の保障を入れるという確認はされているということで、よろしいですよ」という中で、森戸座長が「そうですね。そういうことでいいかなと思っております」という、この議論の流れがありまして、その後、直後の議論の中では異論は出ていなかったというところが一つ。

それからもう一つは、第2班の協議結果ということで、平成27年2月9日、斎藤議員が班長をされていますので、その文面でこれを出しました。第2班として前文のところを協議したというところで、「合意に至らない部分があり、その部分は各論併記とした」ということで、第一段落、第二段録と、だ一つとあるんですけども、その中で、第四段落という部分に今回の該当する部分があって、この第四段落は不一致となったと、三択ですというのがあって、文面はそこに書いてあるとおりですが、「少数会派の活動を保障する議会等を目指し」という部分について、第1案としては、このままでいいよと、第2案としては、下線部分を「全議員に対等平等などとするというふうに変えるべきだと、第3案としては、この下線部分、

「議員平等」、すみません、この整合性は後でとるとしても、「議員平等」というような言葉でここはまとめるべきだということで、三択で出ています。

三つ目の大きなポイントとして、平成27年1月26日の策定代表者会議で、ここでは、結局この前の部分の第2班の協議結果を受けて正副座長がたたき台を出したということで、この中に、「素案たたき台」そして「正副座長案」ということで二つ書いてあります。それに対する議論がだ一つあったということでありまして、この議論も実に長い議論でして、全部書いていると切りがなかったものですから、主に発言者の言いたい部分だけを拾って書き出しました。反論もあり、かんかんがくがくあったんですが、そこは正直、すみません、余りやっているという切りがなかったもので、まとめられる範囲でまとめてみたというのが正直なところでございます。

○森戸座長 ありがとうございます。お疲れさまでした。

そういうことでありまして、私としては、2班が大変ご苦労されて、三択で結論を出さざるを得なかったということでありまして、第2案と第3案が「議員平等」ということで、ここが多かったのかなということもありまして、全体は「全議員に対等平等な議会」ということでいくことになるのかなと思ったんですが、前回の議論の中で、これまでのことを言っているということもありまして、改めて皆さんからのご意見を総合的に判断し、正副議長のご意見も伺って結論を出していった方がいいかなと、白井議員からもそういうご提言もありましたので、そうさせていただいたところです。

今日提案させていただいたのは、少数会派の活動も認め合う議会などを目指してきたということなわけですが、今日見て、今日結論を出すというのは難しいのかもしれませんが、皆さんからご意

見を頂ければと思います。

○斎藤議員 正副議長にご意見をお聞きするということは、異論が出ない形で持っていかれた。その結果ですので、十分重いものがあるという形で検討させていただきたいと思います。

○森戸座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。今日結論を出せないと思うんですよ。持ち帰っていただくことになると思うので、持ち帰るに当たって何かご意見とかあれば、あと、聞いておきたいことがあれば。

○小林議員 念のため、記録に残るので、資料と先ほどの座長の整理について意見ですけれども、平成26年2月24日の片山議員と座長のやりとりの後に、何も異論がなかったということでしたけれども、これは恐らく私も手を上げて、前文のところで再び議論するということですねということを確認をして、座長にも何らかのうなずき、もしくは応答、アイコンタクト、何かを頂いた覚えであります。それでそこを通り過ぎたと思っていますので、前文に入れるということによって一致したという日ではなかったと確認しておきます。

○宮下副座長 すみません、私はそういうことだと思っていますけれども、大事なのは、第2班の協議の結果のところ是三択で上がってきているというのが大事なポイントだと思っていますので、議論の流れの中では三択で上がってきたというのは大事なことだと私は受け止めています。

○中山議員 非常に貴重な時間を使っただいて、今までの議論をまとめていただきまして、ありがとうございます。私も先ほどの小林議員と同じ認識でありまして、前文の議論というのは別に決着がついていたというわけではないと思っていますが、ただ、正副議長と正副座長が協議をしていただいた中で、ある程度方向性というか、まとめを出していただいて、先ほどの斎藤議員の意見と同じなんですけど、長い議論ではあったんですけども、これ以上言っても平行線のままかなと。

つまり、自分たちの会派の主張を言っても平行線のままかなと思っておりまして、不一致であれば載せるべきではないとは思ってはいるんですが、そうすると、今度また片山議員のご意見のとおり、第7条の方をどうするかという議論にも移っていかねばいけないものですから、非現実的かなと思っておりまして、私の方で単独で今日回答はできないんですが、先ほど座長がおっしゃったように、持ち帰ってみて、正副座長案でいけるかどうかというところで判断してみたいと思います。

○森戸座長 正副議長のあっせん案に基づく正副座長案ということですね。その重みは是非よろしくお願ひしたいと思います。

○白井議員 まとめていただいてありがとうございます。非常にご苦勞もされていると思います。正副議長にちょっと聞いてみてくださいとお願ひしたのは私ですので、ありがとうございます。そういった意味でも、ずっと出ていますけれども、重たく受け止めようと思っていますので、そういった意味で持ち帰らせていただきたいと思います。

○鈴木議員 今、白井委員が言ったとおりだと思っています。受け止めていただき、正副議長と座長の提案だということで、私たちも重く受け止めたいと思いますし、今までなかった視点なので、そこも含めて確認して、またこちらで意見を述べようと思います。

○片山議員 お疲れさまでした。ありがとうございます。今、挙げられている少数会派のところ以外のところで、ほかに何か変更されているところとかはありますか。もし何かあれば、持ち帰って検討するに当たって検討したいと思っていますが、これまで話し合われたことから何か特に、なければいいですが。

○森戸座長 そこだけですね。そこを変えたということでは、今日はそういう提案をしましたので、持

ち帰っていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。それでは、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、1班から提案があった、第1条から第10条までの正副座長案をまとめさせていただきました。どうでしょうか。進め方として、第1条から全部やるのか。それとも第1条だけやって、皆さんのご意見を頂くということにしますか。

若干休憩します。

午前11時29分休憩

午前11時31分開議

○森戸座長 再開いたします。

1条ずつ確認をさせていただきます。第1条がありますが、これについては、下から2行目、「もって市民福祉の向上」とあったのを「福祉の増進及び市政の発展に寄与すること」ということで変更をさせていただきたいというのが提案であります。これは1班からではないんですけども、先日の牧瀬先生の議論の中で、「向上」という意味と「増進」という意味は違うというお話がありました。「増進」というのは横に広がるということですかね。「向上」というのは上に積み上げていくみたいなことかなというのがありまして、正副座長で話し合った結果、「増進」ということにしてはどうかということになりました。ここを確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木議員 いいと思っています。小金井市議会の目指す方向の表現の仕方だと思うので、よりふさわしい表現に変えていただいたのかなという受け止め方です。

○森戸座長 ありがとうございます。これはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 分かりました。では、これは旗を立てていいでしょうか。これはもうオーケーということで、第1条、完成しました。お疲れさまでした。

次に、第2条はなかったですね。第21条の1項を削除して、ここの第2条へ移設したというのが1班の説明でありまして、これはそういうことであります。

それから次、第3条の議会運営の原則であります。第3条第2号、「政策立案・政策提言」とあったんですが、条文上、余り「・」は使わないようなので、「政策立案及び政策提言」という言い方にさせていただきました。そこが大きく変わるころかなと思います。

それから、体言止めではない方がいいのではないかという議論が1班の中であったと伺っているんですが、第1号、第2号という書き方になると、体言止めで話すことという言い方になりますので、これはそのままいきたいというのが正副座長の提案であります。

第3条、いかがでしょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ありがとうございます。では、第2条、第3条、確定したということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 次に、第4条であります。討議の保障なんですけど、ここはかなり議論になったんですが、「議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない」ということです。右側を見ていただくと分かるんですが、会議規則第53条第3項は「意見を述べることはできない」という規定になっております。これを全体として確認をしていただきたいということがあります。

それと、1班からのご提案で、質疑についてで

すが、申合せ事項の41ページと会議規則第54条で回数が違うので、合わせる方向で議会運営委員会で検討してもらう必要があるのではないかということでもあります。

ここは正副座長でさんざん議論をしましたので。

○飯田議会事務局次長 第4条のところで、第1項、「その意思決定に当たっては議員の公平で自由な質疑の場を保障しなければならない」という条文に関連いたしまして、第1班の方で作業をしていただいて、会議規則第53条、発言内容の制限のところで、「意見を述べることはできない」というのはどうなんだろうかということで問題提起をしていただいております。その件につきまして、正副座長ともお話しをしていただいたんですが、今日お配りしております資料の中で、議会運営コンサルタントの写しを配付させていただいております。こちらの会議規則第53条の解説で、質疑については、「議題に供されている事項への疑義を質すことであるから、自分の意見を述べるべきではない。ただ、自己の意見を述べなければ質疑の意味をなさない場合は最小限認められよう。が、この辺は質疑者の技術的なものであろう」という解説が載っております。質疑といたしますのは、本来、議題となっております事件について不明確な点について、提出者等の説明とか意見をただすものであるということで、したがって質疑に当たっては自己の意見を述べることはできないと標準の会議規則ではなっております。そして、意見を述べる場合は、討論ですとか、あるいは委員長報告に載せる意見・要望というようなところで述べていただくというのが本来かと思っております。ただ、質疑の際に、自分はこう思うんだけど、どうなんだというような質疑の在り方は許されるということで、こちらの議会運営コンサルタントの解説を載せさせていただいております。第53条の「意見は述べることはできない」という規定について、削除してはというご意見もあったかと思

いますが、他市事例でございますけれども、この部分が削除されている市がございました。その市にお電話で伺いましたところ、昭和39年当時、その部分については削除したということでございますが、決して質疑の中で意見をもっぱらずつと述べるということではなくて、あくまでも質疑は部局の疑義をたすために質疑をするということで、ただ意見を述べるというのは、このように思うけれども、どうなんだという言い方でやっているということ、質疑の形は整っているというようにご回答を頂いております。ですので、このところを削除するというので、意見の述べて終わりということになるかどうかということでございますけれども、質疑というのはあくまで疑義をたすためのもの、そして、ただ意見を述べるというのは、意見を述べて、更に相手の考えを伺うということで最小限認められるという解説もございまして、あえて削除する必要があるかどうかというところはご議論いただければいいかなと思っております。

それから、質疑についてのところでございますけれども、回数については、先ほど座長の方からおっしゃっていただきましたとおり、会議規則の方、回数を3回と合わせるような改正が必要ではないかというようなお話しになっております。

○森戸座長 ありがとうございます。これは正副座長でさんざん議論をいたしました。さんざん議論して、削除してもいいのではないかという意見もあって、それも検討しましたが、基本的にはこのままでということが正副座長の案でありまして、もう少し皆さんからいい案が出れば、矛盾はしているんですね。自由な質疑を保障すると言いながら、意見を述べることはできないということで、ですから最低限質疑をする上で必要なことについて、ちょっと説明して意見を言うということは認められているということですよ。

○斎藤議員 質問の趣旨を明確にするためには、

その背景説明なり、自らの考えているところ、その質問に対する自らの意見がなければ趣旨が伝わらないというところは多分あるんだろうと思うんですよね。それで言えば、こういった解説本もあるので、第53条の条文があったからといって、今まで小金井市議会がやってきたことは別に質疑の阻害になるものではないと私は思っております。

逆に意見を言わせていただくと、今、解説本の二重丸のついている右側のところ、「己れ一人の議場ではないことを知り、短い会期で全体が述べ得るよう協力するのがエチケットである」という、こちらの方がより我々は身にしみて考えていかなければいけないと思います。これは意見です。

○鈴木議員 私も斎藤議員の意見の部分に非常に賛同するものであります。だから、質疑をする場所と意見とは違うという、その中で議員としての自己を律するという意味に捉えています。まさにそうだなと思っていまして、それが結局効率的な議事運営にも寄与するというので、これは私たちは本当に気をつけなくてはならないことだと、この解説の部分では受け止めています。という意味で、意見なんです。そういう形で意見を述べるができないということを残すということについて、私は特に異論は持っていないんです、会議規則のところは。

○片山議員 ここについてなんですが、「自己の意見を述べるができない」という第53条第3項を削ってはいけない理由というのは、何かははっきりと示していただいて、もし削らない場合に、逐条解説の方で先ほどのコンサルタントの文章、最小限認められるといった、こういったところを載せるかというような議論が少しあったとは思いますが、まずは削れないのであれば、そのはっきりした理由と、それと逐条解説にどのようにするかということについてを述べていただければと思っております。

○森戸座長 基本的に小金井市議会の場合は、各

委員会で質疑をし、質疑をした後、委員長報告に載せる意見・要望というのがあるんですね。基本的には、そこで自分の意見や要望は述べると。その後、討論ということも保障されているので、あえて意見を述べることはできないということを削らなくても保障している部分はあるのではないかと、これを削ることにはならないのではないかとということになりました。そこは正副座長でも若干温度差はあるんですが、基本は質疑は質疑だと。最終的には、委員会で最終的な結論を出すときに意見を述べるということが保障されているので、そこで補充するということになるのかなということですが。ただ、かといって、今、コンサルタントの説明にあったように、やってはいけないということではなくて、「自己の意見を述べなければ質疑の意味をなさない場合は最小限認める」となっていますので、ここの運用で行うということなのかなということですが。あとは、それぞれの判断だということになると思うんですが。

(不規則発言あり) 逐条解説にですね。それは皆さんで議論していただくことになると思うんですが、どうでしょうかね。

○飯田議会事務局次長 こちらの第4条の文言が、「公平で自由な質疑の場を保障しなければならない」ということで、内容というのとちょっとまた違うのかなと思ひまして、直接は条文には会議規則第53条のところは絡まないのかなとは思っております。あえてここを書くかどうかというのはご議論いただくところではございますが、条文には直接は絡まないのかなと思っております。

○森戸座長 会議規則ではこのように書いてあると。ただ、「自己の意見を述べなければ質疑の意味をなさない場合は最小限認められる」ということぐらいは逐条解説に載せられないかということですね、片山議員がおっしゃるのは。

○片山議員 そう載せるかどうかは別として、第1班の検討のところを出ていた意見だったもので

すから、逐条解説にどのように載せたらいいかというのをここで議論して、少し不整合に思われるようなところが実はあるけれども、でもこういう解釈なんだということ載せた方がいいのかどうかを確認できればと思っているところです。

○百瀬議員 今回の条例に関して、今の内容、逐条解説うんぬんということではなくて、第53条の方を何らか改定するのか、あるいはそれに逐条解説をつけるのかというようなイメージを私は持っていて、1班の作業部会でそういう発言をさせていただいております。

○森戸座長 そのご意見も頂いて、意見を述べることはできないと言って、その後、ただし、質疑の意味を明確にするために意見を述べることはできるというふうになると、「できない」ということと「できる」ということが同じ条文上に入ると、意味をなさなくなるということですね。次長からそういうご指摘を頂いて、いろいろやったんですよ。百瀬議員がおっしゃることも私も提案させていただいたんですが、条文上、意味をなさなくなるということだそうですね。

○飯田議会事務局次長 「意見を述べることはできない」として、それで、「ただし、こういう場合は述べられます」となりますと、結局やっていますよという条文になるということではございまして、余り意味をなさないということではございませぬ。

○加藤議会事務局次長 今、会議規則第53条のところの話になっていると思うんですが、この発言内容の制限と、こちらの第53条はタイトルがなっていて、そもそも標準の会議規則の中にもこういう条文が入っているんですが、これはなぜ入っているかということ、ここの条文の精神というか心は、要は議会の会議における発言というのは、当然議員の発言は自由でありますし、これを十分に保障されなければならないという、こういう大原則がまずあります。そうはいつても、会議

体である議会の内部関係においては、一定の規律だとか一定の秩序、そういうものが考えられると。そして、それをもとに議会というのが運営をされていると、こういう実態がある以上、これを遵守すべきことは当然であって、その限りにおいては、会議の能率を高めるため全ての発言に自ら一定の制限があつてこそ、公正にして、かつ能率的な議会運営が図られる、真の発言の自由が担保されるという、そういう考えのもとにそもそものこの会議規則の中における発言内容の制限というものがまず設けられているという大前提があります。その中で、小金井市議会において、ここの第53条第3項のところですが、「質疑に当たって、自己の意見」うんぬんというところが問題になっているんですが、これは先ほどから皆様の中でご議論していただいているように、考え方としては、自己の意見を質疑の中に織り交ぜないと、その質疑の意味をそもそもなさないというような形が本来想定されておりまして、そういう部分については例外として、ただ、自己の意見だけを質疑と、想定としては、関係なくと言ってはあれなんです。が、議会の能率的な運営という部分からは一定の制限が必要だと、そういうことでこれはそもそも設けられておりますので、その辺のところの運用を、今、小金井市議会の現状と照らし合わせてみて、これを削らないと小金井市議会の運営上何か重大な支障があるとか、逆にこれがあつた場合に重要な支障があるかというところの観点でお考えいただくと、今、出ている議論の中で、議員の方々の間で、今日お配りした中では、エチケットであるとかいう文言も出ていますけれども、この辺のところは、お互いの部分でその辺のところはお含み置きいただいた上での運用をしていただければ、それでもよろしいのではないかなと事務局としては考えております。

○渡辺（ふ）議員 意見といいますか、直接ではないんですけれども、私が議員になった頃は、よ

く意見らしいことをしゃべっていると、早く質問しなさいという不規則発言がよくあつたんです。そうなんだなということをよく確認をしたことがありました。でも、最近そういう不規則発言をされる方が余り多くなくなって、というかほとんどいらっしやらないのではないかなと思うんです。ですから、知らない間にこれでいいんだと、意見も主張していいんだみたいな雰囲気があるのかなと私は思つてはいました。改めて確認をして、先ほどありましたけれども、能率よく全ての方が発言できる時間を保障するという意味では、これは心しておくことの方が良かったのではないかなと。また、そういうものだとことを確認する必要はあるのかなということを改めて感じています。

○森戸座長 エチケットの前の文章もまだあるので、そこもよく読んでいただくといいかなと思うので。

○宮下副座長 ついでに、補足的な意見で申し訳ないんですけれども、さっきから何度も座長が言っているとおり、実際に議員は意見を言える場があると思うんです。委員長報告に載せる意見・要望もそうだし、一般質問の場でも意見は言えるわけですから、質疑と質問は違つてもよく話が出ていますけれども、要するに意見を言える場があるということはベースに考えておいてもらつて、ただ、委員会とか本会議の質疑の場は質疑なんだから、議案に対する質疑が大事なんですよと、その辺の区切りとか、けじめとか、そういうことではないかなと思います。

○森戸座長 だから、よく委員会で質疑をしないで、私はこのように思いますと、この意見を申し上げますとおっしゃることがあるんですよ。それは質疑ではないよねということだと思つたんですよ。ただ、継続になるにしても、ここでちょっと意見を言つておかないといけなないという場合があつて、それはみんなお互いの良識の範囲の中で

認め合っていることなのかなと思っていて、それもだめだということにはならないのかなと思うんですよね。だから、今までどおりでいいのかなと思うんですが、このコンサルタントの意見をそれぞれよくしんしゃくして、お互いが質問ができる保障をしていくということだと思うんですけれども、ということで、私が言うのも何なんですけれども、どうなんでしょうか。

○白井議員 皆さんお話をされているとおりでだと思っていて、今、座長もまとめられているとおりでだと思っているんです。第53条の一番最初には、「発言は全て簡明にするものとし」というのもあるので、そういうことも含めて、我々としてはそれを意識しながらやるべきかなと思っています。

○森戸座長 分かりました。では、会議規則に残すということによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それと、もう一つは質問の回数なんですけど、これは申合せ事項では3回までとするとうたっていて、会議規則第54条では、「質疑は、同一議員につき同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではない」となっておりまして、現状3回となっているので、これは議会運営委員会に会議規則を直していただくということで提言するというところによろしいでしょうか。

○斎藤議員 ここは議長、もしくは直すのであれば、会議規則だから委員会のあれとは違うんですね。議長の許可を得たときはこの限りではないということで、実際これが使われているということで、私はこのままでもいいのかなと思ってはいるんですけれども、深くはこだわりません。変えた方がいいという方が多ければ反対しませんが、このままでも何ら不自由なことはないのかなと思っています。

○森戸座長 そういう声がありますが、いかがでしょうか。

○片山議員 私は何らか整理した方がいいかなと思っています。今、板倉議員から議長ということが言われていますけれども、議長というのを委員長と読み替えて使っているという、今のあれなんでしょうか。ここも含めて、ある程度の整理があった方がいいかなとは思っています。

○小林議員 事務局にお伺いしたいんですけれども、この二つの違いは、単なる間違いなのか、プラスワンのところはこういう意図なんだという、その背景があれば、それをまず確認したいと思います。

○飯田議会事務局次長 会議規則第54条を見ただけですと、「同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではない」ということで、議長の許可を得れば、3回、4回、5回とできるんだということだと思います。ただし、申合せを見ていただきまして、初めは2回までだったのが、3回目をやるときは、初めは議長の方に許可を得てやっていたということがあるかもしれません。私はそこまでは調べていなくて申し訳ないんですけれども、ただ、この申合せは、3回、4回、5回と、そういうところまでやってしまうと、ほかの議員の発言の機会を失わせてしまうようなことも出てきます。申合せに書いてございますように、会議規則の趣旨からして、全員に平等な発言の機会を与える意味からも、原則として主質問3回までと書いてございますけれども、4回、5回とやるのはやめようというような趣旨だと思います。ですけれども、今、3回目の質問が特に議長の許可を得ないで普通に手を挙げてやっている現状がございまして、そういった意味で、特に議長の許可を得ないで3回までやっているという現状を見ると、この会議規則第54条の方はそれを合わせて3回とするのもよろしいのかなとは思っているところでございます。

○加藤議会事務局次長 今回の回数のことなんですけ

れども、標準会議規則で示されたのは、市部については2回、町村は3回ということで、実はこれは示されております。そういうこともあって、小金井市の会議規則も2回という形になっています。今、次長の方で説明させていただきました小金井市議会につきましては、平成12年8月30日の議会運営委員会の確認事項で、1人3回までという形の申合せに基づきまして現小金井市議会においては運用がされているという形になっております。ただ、これが会議規則上で見ると、確かに何か法的にまずいかというと、特に議長の許可を得たとき、これは委員会においては委員長という形で読み替えていいと思うんですが、ということであると、うちの今、行っている3回というのが、毎回3問目については特例の形を適用してやっているというように読めるんですね。つまり、会議規則で2回と言っていて、特に議長及び委員長の許可を得たときはということであれば、今、行っている3問目というのは毎回例外のところでは認めているというような運用に読み方からするとなくなってしまうので、そういう運用が果たしていいのかどうかというような疑問がありまして、もともと3回ということで運用が定着しているということであれば、議会運営委員会の方で会議規則の変更も含めて、そちらの方でお話をさせていただいたらという、そういう意味で議会運営委員会の方に投げたらという意味でございます。

○五十嵐議員 今、説明があったように、運用のまま、このままやり続けるのか。それとも、この際、会議規則を訂正するのかというのは、議会運営委員会で議論してもいいのではないかと思います。

○森戸座長 それでは、ここでは結論を出さなくて、議会運営委員会で議論していただくということで一致していただいて、会議規則の変更が必要かどうか議論をしていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは議会運営委員会で議論するということでもあります。

ちょうどお昼を過ぎましたので、昼休憩のため、しばらく休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時05分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例の素案について協議を行います。

休憩前までは第4条までいきましたね。そうすると、第4条は、第1項はご了承いただくということで。

それで、第4条第2項ですけれども、一応文言としてはこれでよろしいですよ。これもオーケーということでもいいですよ。ただ、会議規則の回数のところだけです。条文としてはこれで確定するということがよろしいでしょうか。

○片山議員 すみません、第1項なんですけれども、先ほどの第53条第3項のところではある程度一致してというか、残すという話になったんですけれども、その書き方について、先ほど森戸座長の方でいろいろと説明してくださって、今、議事録に残って良かったなどは思っているんですが、そういったことも含めて、第54条の方は議会運営委員会で検討ということがあるので、もしできれば第53条第3項についても、本当は議会運営委員会で一度検討した方がいいのではないかなと私は思うんですが、蒸し返した議論になってしまって申し訳ないんですけれども、残すということではいいんですが、その表現の仕方について、何かしらできないだろうかというのを意見として申し上げておければと思います。確定はしなくてもいいんですけれども。

○斎藤議員 片山議員のおっしゃることはよく分かるんですけれども、そこを余り突き詰めてしま

うと、逆に息苦しくなってしまうこともあるので、そんなこともあるのではないのでしょうかということだけ申し上げたいと思います。

○森戸座長 代表者会議が議会運営委員会に送ろうということであれば、そうしたいと思うんですが、もし不一致であれば、片山議員の方から議会改革として提案していただくということでまとめるということではいかがでしょうか。あと、斎藤議員のご意見もあったので、余りぎしぎしにしないで、逆に運用も難しくなる場合もあるのではないかという声なんです。 (不規則発言あり) では、今、そういうご意見はあったんですが、会議規則第53条は、代表者会議としては動かさない。ただ、一部に検討した方がいいのではないかというご意見があったということにまとめさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、次に第5条、議員の活動原則であります。ここでは、文言上の整理として、第1号、「市民全体の福祉の向上」とあったのを、第1条と同じように、「市民全体の福祉の増進」と変更させていただきたいと思います。

また、第2号の「・」、これを「政策立案及び政策提言」という「及び」を入れさせていただくということでもあります。

それで、備考を見ていただくと分かるんですが、代表者会議での議論についてということで、これはまだ違いますね。ごめんなさい。これは関係ないですね。

第5条はそこだけです。これについてはいかがでしょうか。異議なしでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第5条を確定するというところで確認をさせていただきます。

次の災害時の対応、第6条であります。これはこのままということですね。それで、第6条については作業部会ではまだ議論していないというこ

とで、これは保留です。保留でいきますので、よろしくをお願いします。

次に、第7条であります。会派についてです。これは、第5項の「政策立案・政策提言」を「及び」にかえるということがあります。

それと、右の備考です。代表者会議での議論では、逐条解説については明記しないと。ちょっとここを説明してください。

○飯田議会事務局次長 こちらの備考欄に書いてあるところなんですけれども、第1班の方で指摘いただいたものに正副座長としてお答えする内容として書かせていただいております。第7条の会派について、第1班のご議論の中で、まず①なんですけれども、代表者会議での議論を逐条解説などにどう反映させるかというご意見があったと伺っておりますけれども、議論の経過は特に逐条解説には載せないと。議論の内容については、今後作成する報告書、または採決の際に行う賛成討論などで表現できる場があるというような回答を正副座長からさせていただいているというところでございます。

○森戸座長 ということではありますが、今のところはいかがでしょうか。

○片山議員 逐条解説をどう作るかというところで議論になったものですから、その確認ということで、こういった疑問の声というか、質問をさせていただいて、そして報告書などでの整理という答えを頂いているわけなんですけれども、報告書はどこでどのように作られるかということについてを説明していただけるとよろしいかなと思います。

○飯田議会事務局次長 報告書につきましては、先般の牧瀬先生のご講義の中で、作ったらというようなお話もありました。制定、可決に併せて報告書というものをもし作っていくとしたら、一緒に、可決と同時に完成するような形で作るのがよろしいのかなと思っております。報告書には、今

までの議論の経過ですとか結果、あるいは各委員の感想を載せるなどが考えられるかと思っております。

○片山議員 誰がまとめ、作るかというところについてを、決まっていなくてもいいんですけども、どういった状況でまとめられているかだけの説明でもお願いできればと思います。

○森戸座長 代表者会議の議論については、報告書をまとめるのは正副座長になると思いますので、どういう議論があったかということについて、一定の議論の経過は載せる必要があるかなと思っています。どこまで載せられるかは、事前に報告する中身も皆さんに確認をしていただかなければいけないと思いますので、そういうことになるかなと思います。よろしいですか。皆さん、そういうことでよろしいでしょうか。代表者会議での会派の議論とか、ここに限らず結構いろいろとしたと思うんですね。その経過については、こういう議論とこういう議論があったが、最終的にはこうなので、このように結論は出たという形の回答になると思うんですが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにしていきたいと思えます。

では、次のところ。

○飯田議会事務局次長 第1班のご議論の中で、会派とは何ぞやということで、会派の人数、そもそも複数だという考え方と、小金井市議会に1人会派が存在する事実ということで問題提起がなされております。これについては、代表者会議の中でかなりご議論いただいたと思っております。

それから、議会活動を行うための会派ということで、説明書きとしまして、政策集団、議会内の交渉団体、政務活動費の交付対象というような逐条解説の内容ではいかがかというようなご回答を正副座長の方からさせていただいているところでございます。

○森戸座長 その点はいかがでしょう。会派の人数なんですが、若干ここは議長から、第7条第3項の言い方はどうなんだと。「議員は、一人の場合においても、会派として届け出るものとする」という言い方はどうなんだろという意見を若干頂いたんです。これは余りもう変えたくはないということで、正副座長は議長に答えたんですけども、これ以上やったらまたもとに戻るのという話をしたんですが、なぜこれを入れるのかということは若干説明しないと分からないかもしれないですね。

会派間の協議について、逐条解説で会派代表者会議を明記し、説明すると。それは、ハンドブックは情報公開しているの、逐条解説に載せるということは法的拘束力はないということから、載せてもいいのではないだろうかという結論に至りました。ここは新しいところかなと思っていますので、皆さんでご確認いただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

ちょっと休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時24分開議

○森戸座長 再開いたします。

今のような逐条解説の意味合いがあるということ踏まえながら、もしご意見があれば受けたいと思います。

○片山議員 確認なんですが、すると会派間の協議についてというのは、会派代表者会議と、また議会運営委員会についても記した方がいいということと、ほかの会派間協議は別の場ではあるかもしれませんが、そういったものを含めた形での逐条解説にしていくというような形でよろしいでしょうか。

○森戸座長 そうですね、そのことでいいと思います。議会運営委員会もあるし、会派代表者会議もありますし、そういうものであるということの

逐条解説を書いていただければいいかなと思います。よろしいでしょうかね。

○飯田議会事務局次長 こちらの備考欄にございます会派の届出についてでございますが、議会基本条例のところ、1人の場合においても会派として届け出るものとすると思いますが、こちらについては、政務活動費交付の条例規則に定める届出に準じることとさせていただきたいと思えます。二つも三つもということではなくて、こちらの方で1本で、そちらの届出に準ずるという形にさせていただければと思っております。

会派の届出なんですけれども、多摩市議会などでは、会派として、政策集団としての届出というのがあって、それからまた政務活動費の交付対象としての届出と、2本やっているようなんですけれども、小金井市議会では政務活動費交付のための届出1本で済ませるという形で、そちらの方を届ければ会派としての、政策集団としての届出もされたものと見なさせていただくというか、そういう形をとらせていただきたいと思いますかと思っております。もし二つきちんとやるべきだということでしたらば、それなりの規則などを作らなければならないかなと思っております、その辺ちょっとご確認いただければと思っております。

○片山議員 今、出しているものというのは会派結成届というものだけですよね。あれは政務活動費のためというか、今の状況をもう一回説明していただければと思えます。

○飯田議会事務局次長 今、届け出ていただいておりますのは、小金井市議会の政務活動費の交付に関する条例、それからそれに伴う条例施行規則のところがございます様式で届け出ていただいております。こちらの例規集の80ページのところ、議長に会派結成届を速やかに提出しなければならないという第2条でございますが、こちらは政務活動費の交付に関して届け出ていただいております。今、申し上げたのは、こちら

の方を届け出ていただければ、会派、政策集団としての届出もされたものと見なすという形で、一本化させていただければと思っております。それをご協議いただければと思っております。他市事例では、2本それぞれ、政策集団としての届出、あと政務活動費としての届出、両方やっている市もあるんですけれども、それだけ手間もかかるというところもございまして、こちらについては、こちらの政務活動費の交付の条例規則に定める届出に準じることとすると、こちらの備考欄に書いておりますのはそういった意味で書かせていただいております。

今現在、政策集団としての届出というのは特に規定がない状態でございます。政務活動費絡みの届出をしていただいているだけという形になっております。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時42分開議

○森戸座長 再開いたします。

会派の三つの位置付け、特に政策集団としての位置付けという点から言うと、政務活動費の交付対象の届出を行ったことと併せて政策集団としての会派の位置付けが発生するということを含めて、逐条解説で述べていただくということでもよろしいでしょうか。その点は1班の皆さんに委ねたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小林議員 そこまではそれでよろしいんですけども、そこに載せるのであれば、条例なり規則にそういうことだということ載せる必要があるか、ないかというのを、来期の議会運営委員会にでも議題として申し送る必要があるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○森戸座長 会派という規定を会議規則に載せる。会議規則には載せられないですね。

○小林議員 最低限、政務活動費の支給の条例が

あります、交付の条例、これが会派に対しとか書いてあるので、ここの軽微な修正かもしれませんが、その辺を見直す必要はあるのかなと思います。

○森戸座長 政務活動費の交付に関する中で、交付対象、政務活動費は、「小金井市議会における会派、所属議員が1人の場合を含む、以下「会派」という」とあるんですが、会派の用語説明をしておく必要があるということですよ。会派の定義を行うというのは、条例ではなかなか難しいんですかね。会派の届出、規則の方ですかね。規則第2条、「小金井市議会において会派を結成した場合は、会派の代表者は議長に会派結成届を速やかに提出しなければならない」、これは条例の施行規則に会派の位置付けは載せなくていいかということなんです（「政務活動費の条例ですか」と呼ぶ者あり）はい。条例施行規則。（「今、休憩ですか」と呼ぶ者あり）いいえ。

休憩します。

午後1時44分休憩

午後1時51分開議

○森戸座長 再開いたします。

ただいま小林議員からご提案があったことは、大変重要なことだと思っております。政務活動費の交付に関する条例の中でどう位置付けるかということを含めて、議会事務局と正副座長で検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 よろしくお願ひいたします。

逐条解説でこの三つを述べるということについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。政務活動費の交付に関する届出を行った段階で政策集団としての会派の位置付けを行うということなどを含めた文言ですね。1班でよろしくお願ひいたします。

第7条はよろしいでしょうかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そういうことで確定をいたしました。

次に、第8条であります。ここは、一つは、「市民に開かれた市議会」となっていたんですが、全体の文言を合わせるということで、「市民に開かれた議会」とするということがあります。

それから、あとは次長の方で説明していただいでいいですか。

○飯田議会事務局次長 第8条のところでございます。「市民に開かれた市議会」となっていたタイトルでございますけれども、第1条を見ていただきますと、「小金井市議会（以下「議会」という）」という形になっております。したがって、「市民に開かれた市議会」というタイトルでございますので、第1条の括弧書きのところに準じまして、「市民に開かれた議会」が適当ではないかということをご提案させていただいております。

○森戸座長 ということです。あと、備考を見ていただいで、全体は原則公開とするということになっておりますが、そこも願ひします。

○飯田議会事務局次長 備考欄を見ていただきますと、申合せのところ、こちらは議会運営委員会の規定でございますけれども、39ページのところでございます。「委員会協議会の原則公開について、議会運営委員会協議会は原則として公開とする」という形になっております。公開といいますと、基本的に傍聴の自由、報道の自由、会議録の公表ということが3点セットとなっております。協議会につきましては、基本的に会議録を作っておりません。したがって、原則として傍聴を認めるなどの文言が適当ではないかと思ひますので、こちらは議会運営委員会で検討していただければよろしいのかなと思ひしております。

それから、非公開理由の公表につきましては、小金井市議会の独自規定でございます、ということが精神としてあるのかということ逐条解

説で明記していただくのが適当かと思ひまして、第1班の方でも、こういったことがあるということで、かなり細かくご検討していただいておりますので、そういったことを盛り込んだ逐条解説がよろしいのかなと思っております。

○森戸座長 1班の方から何かありますか。

○片山議員 逐条解説については、案としてはもう大分上がっているんですけども、ただ、今、ずっと第1条からやっても、その中では逐条解説については今日はやっていないわけなんですけど、また後でまとめてという形になると思うんですが、傍聴についての規定についてもかなり細かくいろいろと検討をしているところではあるということだけお伝えしておきたいかなと思っております。その上で、原則公開していることについてをどのように表現していくかということでの議論から、ここに書いてある、申し上げたことかなと思っております。

○森戸座長 「委員会協議会は原則として傍聴を認める」と変更する方向でどうかということですよ。ただ、傍聴だけではなくて、ユーストリームも流しているということもありますよね、委員会協議会、そこはいいんですかね。議会運営委員会協議会の申合せ事項の原則公開は議事録がないため、修正の必要があるということなんです。それで「傍聴することができる」ということですよ。

○片山議員 今、座長がおっしゃったように、全ての公開に当たっていないということでの訂正が必要ではないかという指摘があるわけですが、逐条解説で今、上げている案の中では、委員会における協議の場について傍聴することができるというぐらいになっていて、これは要検討で、まだ検討中なんですけれども、今、おっしゃったユーストリームについてというのが、あるいは付け加えた方がいいのかとか、そういうことがあるのかもしれないと思ひました。

○森戸座長 そうすると、ここはまだ1班では結論は出ていなかったんですか。

○片山議員 逐条解説については、この間、打合せをしたときに、第1項について、もう少し短くした方がいいのではないかと、そういったご意見を頂いたかなと思っております。ですので、またここは改めて投げてという形になっていくのではないかなと思っております。第2項は林議員に作っていただいている、第1項は五十嵐議員に作っていただいているというような形なんですけれども、改めてもう一回見直していくということでもいいかなと思っております。逐条解説は全条に作るという話で取り組んでいるところなので、もう一度全体を見ていかなければいけないかなという段階かなと思っております。

○森戸座長 そういうことですので、1班でもうちょっと議論をとということですかね、逐条解説含めて。「原則公開」とはどういうことなのかということですよ。これは非公開の場合もある。

（「秘密会」と呼ぶ者あり）秘密会ですね。「ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない」ということにしているのは、秘密会について、個人情報を守るためとか、そういう理由をつけて非公開とすることがあるということをおたうた方がいということ、こういう表現になっているということですよ。そこはよろしいでしょうか。

では、これはまだ保留ということになりますかね。条文としてはいいということですね。あと、逐条解説を更に深めていただくということで、よろしいでしょうか。

○片山議員 逐条解説はもう一度検討になっていくとは思いますが、非公開理由の公表について、備考欄に書いてあるようなところを考慮しながら何かしら盛り込むということの確認でよろしいですか。

○森戸座長 逐条解説に盛り込むということですよ。

よね。これは皆さん、いかがですか。備考欄にある非公開理由の公表について、小金井市議会の独自規定で、議会の精神を逐条解説で述べると。だから、それぞれどういう事件だったかというよりも、なぜ非公開にするのかというところだけを述べるということを逐条解説で述べていただくということで、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ということですので、片山議員、よろしくをお願いします。

次に、第9条ですが、若干これは、もう少し議論をする必要があるところなんです。一応、今日ご提示していますが、若干正副座長と事務局で協議をさせていただければと思っています。つまり、「市民の声を反映させる議会」という、「議会は」という主語になっていますが、これについてはどういうことを指すのかということを含めて協議をしておいた方がいいのではないかとことだったんですが、1班の方からは、体言止めではない言い方がいいのではないかとのご意見を頂いたのかなと思っているんですけども、違いましたか。そういうご意見があったんですが、正副議長としては体言止めにさせていただきました。

第2項の第1号、第2号、「聴く機会を設ける」となっているんですが、「聴く機会を設けること」、それから第2号も「機会を設けなければならない」というのを「機会を設けること」という言い方にしました。それから第3項は、「議員または」の「または」は平仮名を漢字にし、「政策提案」というのを「政策立案及び政策提言」というふうに文言を調整したということであります。

次長から問題提起だけしておいていただけますか。

○飯田議会事務局次長 第9条の第1項のところでございますけれども、「議会は、市長から提案された議案について、誠実に審議するとともに、

必要に応じて、市民の意見を聴く機会を設けるものとする」ということで、「議会は」ということが主語になっております。そうすると、市長からの提案議案について、例えば今現在、個々の議員の活動の中で市民の方にご意見を聴くということがあるかと思いますが、ここでは「議会は」というのが主語になっておりますから、議会の活動としてこういう市民の意見を聴く機会を設けていくのかどうか、どういうものを想定しているのかというのを問題提起させていただければと思っておりますのと、第3項につきましても、似たようなことなんですが、「議会は」という形で主語になっておりまして、「議員又は委員会が条例等の政策立案及び政策提言をするに当たって、市民との懇談などの手段により、意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする」となっております。そうしますと、先ほど来、ご議論いただいている政策検討会などで、全会派が一致でそういう政策立案をしていこうという場合には、議会全体でそういうことを設けていくというはあるかと思うんですが、例えば個々の議員が政策立案、提言するときも、議会としてそういう市民との懇談などの手段によって意見を聴く機会を設けるようにしていくのかということで、ちょっと問題提起をさせていただければと思っております。

○森戸座長 何かありますか。第1項の場合は、公聴会制度などは市民の声を聴く機会になるのかなと思うんですけどもね。

○飯田議会事務局次長 第9条第1項なんですが、公聴会ですとか参考人制度を想定しているとする、また第10条のところでその制度が別にあるので、ここでうたっているのは別のことと捉えられるかと思うんです。公聴会制度や参考人制度ではない別のそういう意見を聴く機会を設けるという形になるかと思うので、どういうものを想定してこの条文を設けるのかというご確認をいただければと思っております。

○森戸座長 そうい意見なんです、ここもかなり議論してきて、ある意味、精神条項みたいなところなのかなと思っているんですけども、全体としてはそういう姿勢を持って当たると。具体的には、手段として公聴会制度及び参考人制度があると。公聴会制度だけに限りませんが、議案を審査するに当たって市民の意見を聴く機会を議会として設けるということは、あり得る話かなと思っているんですが、委員会として市民の声を聴く場を設けることだってあるでしょうし。

○片山議員 1班の議論の中でも具体的な事例を、課題解決検討などのところに挙げていて、この間あったらという幾つかの事例を書いていたんです。それをどう整理するかというところで、2班に送りたいねなんて話をしたんですが、それがそのままになっているわけなんですけれども、ただ、これは正副座長、議会事務局にしか言っていないので、ほかの一班以外の方は見ていないわけなんですけれども、そういった幾つかの事例がこの間あったなということについては、多少挙げているかなとは思っています。

あともう1個、提案として、第1項、第2項の主語の「議会は」を削除するということでの提案をしていて、ここに削除というか、傍線が引っ張ってあるかなというのだけ、第2項の第1号、第2号、と思います。

○森戸座長 そうですね、第2項の第1号、第2号の「議会は」というのは重なるので削ったということです。ただ、第1項と第3項の「議会は」というのを、第1項と第3項も「議会は」になっていますよね、この表現だとどういうことを意味するのかというのがありましたので。

第1班ではどういうことがあったのかということと言うと、例えば図書館業務見直しに関する、これは陳情の審査ですかね、これで厚生文教委員会の有志で懇談を行ったと。そして、学童保育連盟から全議員にお声がかかった協議会への個別で

の参加、陳情採択に当たって体育協会と厚生文教委員会の有志で懇談を行ったということです。

事務局としては、有志とかいうのは議会ではないということだと思うんです。だから、議会としてやるとしたら一定のルールなり、具体的なものが必要なのではないですかということだと思います。議会事務局がそこを厳密にしたいということは、それはそれであると思うんです。一方、そうはいっても、議会全体として捉えたときに、明確にこういう場合だ、こういう場合だということではなくて、臨機応変に「議会は」として、いろいろなケースがあるわけだから、余り規定しなくても良いのではないかと思うところもあります。そこは皆さんのご議論かなと。

議会という規定は、第1条で小金井市議会と規定していますから、そうなる、議会全体の合意の中でやられる市民の意見を聴く場ということになるのではないかという議論もあるということですね。

○宮下副座長 枝葉のお話になるかもしれませんが、そういう流れの中でいうと、「必要に応じて」という部分の解釈をどうするかという、委員会の中だったら委員会の中で一致させるのかとか、その辺は実際の運用に当たっては考えていく必要があるかなと思います。

○板倉議員 次長にお伺いしたいんですけども、第10条も含めてなんです、市民の意見を聴く機会を設ける場合は、委員会としてでもあると思うんですけども、議決するんでしたでしょうか。もし議決となってくると、今、宮下副座長が言われたように、議会としての対応になると、その辺はどうなっていますでしょうか。

○飯田議会事務局次長 公聴会制度や参考人制度を委員会とか本会議でご利用される場合は、そういう決が必要かと思うんですけども、全会一致という形でやっているかと思っています。市民の意見を聴く機会、懇談会程度の形でのことを想定して

いるとすると、個々の議員もしくは委員会で非公式にやっているというはあるかと思うんですけども、小金井市議会として公式な場としてやる、議決は必要ではないと思うんですけども、そういう公式な場でやるという確認が必要なのかなと思っております。そこまでの活動なのかどうかというところが確認いただければと思っているところです。

○森戸座長 公式でなくても公式でも、委員会で全体で確認して市民の意見を聴く場を設けていくというのが基本的な私たちのスタンスだと思うんです。したがって、私は余りいじらない方がいいと思っています。議会という場合に、委員会になる場合もあるし、各会派代表者会議などで意見を聴こうとって聴く場合もあるし、それは臨機応変にしておいた方がいいのではないかと思うところもあるんですけども、全部縛って、委員会が聴く場合には全会一致が必要だとか、またそのように全て縛っていくのかと、それが小金井市議会らしさなのかなというのは、ちょっと疑問に思うところもあるんですけども、皆さん、そういうバイアスを持ってこの間、自民党も含めて、共産党からいろんな会派が各市民の意見を聴く場を設けてきたのではないかと考えていて、その点はどうなんでしょうか。

○中山議員 座長おっしゃるとおり、市民の皆さんのために議会が一体となってヒアリングをしていくというのは、それはごもっともだと思います。そこは否定するつもりもありませんし、委員会なのか、何なのか、議会の機関が聴くというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。ただ、市民の皆さんの声というのも、私、議員をさせていただいて2期目、対応性もありますし、いろんなご意見、両極端のご意見もありますので、多様に聴いていく必要があるのかなと。何が言いたいかということ、偏った声にならないように我々も配慮していく必要がある。そこは考えながら条文を

決めていけばいいと思っています。

○片山議員 先ほど座長がおっしゃった、一般で事例として上げたものというのが、有志ということでくくってはいるんですけども、委員長などに議会事務局を通して何かあって、そして声をかけ、委員会の委員がほとんど集まっているんですけども、正式なそういうあれではないので、一応有志という表現をしているだけではあるんですね。ただ、それが非常に硬直化した議決とか何とかいうことではなくて、そういった市民からの申込みがあれば、その場で委員長なり、副委員長なりが判断し、議長などの何かしらの許可というか、確認をしながら、一応公式な場という位置付けでこういった懇談を開いているというような、そういうシステムというか、ルールが作ればいいのかというようなことなんですかね。今ここで作るというわけにいかないのか、それをおいおい検討するというような、そういうことになっていくということなんでしょうか。

○森戸座長 想定されることが十分に議論ができていないので、事務局としてもどのように取り扱うかというところで懸念をいらっしゃるところがあると思っています。ただ、私などは、この間のいろんな市民の皆さんとの協議の場に、与党、野党関係なく出ていらっしゃるというのはすごい変化だなと実は思っているんです。私たちが1期目のときは、なかなか出るところが偏ってしまうわけです。大体そうになっていたわけです。それが今は本当に関係なく、市民から呼び掛けがあれば出られているというのは、本当にいいことだなと思うわけです。ですから、その小金井市議会の良さをきちんとこの中にうたっていく、市民の声を反映させると題名はなっているんですが、反映させるかどうかは出た議員の会派のそれぞれの意思だと思うんですが、いずれにしても、そういう場所を議案の審査の際にも必要に応じては設けるし、議員や委員会が政策立案をする場合にも市民との

懇談などをする場所というのは、議会の姿勢として設けていくし、それを尊重していくということなのかなと思っているんですけども。

○板倉議員 先ほど私が次長に確認した理由というのは、第9条の主語が「議会は」となっていますよね。第5条で議員の活動原則を言っています。有志と言った場合に、「議会は」という主語でいいのかどうかというのが、条文でうたう場合にどう判断すべきかなと思っているんです。要するに、各議員あるいは各会派の議員有志も含めて、第5条で集約できる部分もあるのかなと思っているので、主語を「議会は」という場合にどう判断するかというところで、今、どう整理するか悩んでいまして、だから議決が必要なんだろうかと質問をしたんです。その点、私もまだ整理ができていない部分があるんです。

○五十嵐議員 この条文に関しては、余り細かく、議決をしてだとか、議会と言った場合は有志は除くとか、例えばそういう細かい規定が必要かなと、逆に要らないのではないかなとちょっと考えていまして、どちらかという、議会として必要に応じてだから、ケースバイケースですけども、議会としてそういう市民の意見を聴く機会を設けたりとか、あるいは懇談したりとかやりますよという姿勢を表しているという程度でいいのかなと思っているんです。確かに今までそういう場面というのは、どちらかと言えば多分少なかったんだろうと思いますので、徐々に出てきているという状況も踏まえて、ちょっと理念的な捉え方にはなるんですけども、その程度でいいのかなと書いていまして、もともとそういうことを議会としてもできますよというか、その程度の捉え方の条文でいいのかなと思っているんです。原則は、24人いたら24人それぞれに自分の会派なり個人なりの調査権を使ってやるというのがまず大原則だと思いますので、それを踏まえた上で、更にまとまった形で必要に応じて市民の意見を聴くんです

よという、そういう姿勢を出している条文と捉えているものですから、余り細かく、どう議決して、どうやるとかということを決める必要はないのかなと捉えています。

○森戸座長 議決しなければこういうことができないとしてしまうと、硬直化させることになってしまって、余りそういうことにはしない方がいいのではないかと思うんですけども。ですから、第5条で、活動原則として「市民の多様な意見の把握に努め」とあるわけです。その多様な意見をどのように具体的にするのかということで、第9条のこういうやり方が全体としてはあると、議会はそういう姿勢で臨むんだよということを述べているということですよ。第10条として、法に基づく制度もあるということですね。だから、私が言った、さっきの第9条第1項の「必要に応じて市民の意見を聴く機会を設ける」という中に、公聴会制度等も入るわけですけども、それだけではないやり方もあるということだと思えます。

○斎藤議員 随分前の議論で忘れていたところが多いので、もしその当時と矛盾したような、違っているようなことを言っていたら恐縮なんですけど、座長おっしゃるのは、理念的な形で議会人の姿勢という形、第5条では確かに、議員の原則として市民の多様な意見を把握すべきだということと、それに続いて、議会としても市民の意見を取り入れていくんだという理念的な条文なんですよと言われれば、それもなるほどだと思います。あえてそういう形で、議会として市民の意見を聴くんだという理念があっても、確かに私はいいいと思っています。

あと、第3項でしたか、パブリックコメントはどうなりましたか。前には、パブリックコメントの場合は全体が一致するようなことであれば、パブリックコメント、市民との懇談会というような形で聴くんだという議論が多少あったような気がするんです。パブリックコメントをやるとすると

手間暇も、場合によっては予算がかかるので、議決が必要なのかなという気がするんですが、第1項、第2項の部分に関して言えば、理念的な条文なんだよと、議員のそれぞれが納得できれば、それはそれで、そういった条文があってもいいのかなという気は私は今、しております。

○森戸座長 確かパブリックコメントは予算を活用するので、全会派が一致して条例制定をする場合にパブリックコメントということだったと思うんですが、各会派で条例提案をするときも、各会派がパブリックコメント的なものを行うことは何ら禁止はしていないので、そういうこともあるのかなと思うんですよね。当初は、「議会は、議案、請願、陳情等の審議・審査をするに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応じて市民等の意見を聴く機会を設ける」ということと、それから公聴会制度と参考人制度、それから政策提言するに当たっての関係者との懇談というのは一つの条にまとまっていたんですよね。それを分けたという経過があるので、そういう点で言うと、若干「議会は」というのが強調されて、議会事務局が懸念されるようなこともあるのかなとは思いますが。

○水上議員 第1班で過去の事例を私がまとめたんですけれども、今、出た図書館の事務見直しのとくと、あと、それ以外にプレイパークの会からの陳情、これも有志でやっていると思うんですけれども、つまりこの間の陳情者との懇談みたいなことを振り返ってみると、有志でやるから参加しやすいということもあったと思うんですよ。余り委員会としてどう合うかとか、みんなで決めないと会えないとかいうことになるので、臨機応変に聴くということができなくなってくるので、理念的な条文であるということは、つまりいろんな聞き方があるわけだから、それを排除しないと。「議会は」というのは、「いわゆる議会は」という一般的なものとして解釈して、市民との意見交換と

いうのはいろんな形が想定されるではないですか。有志で会うということもあるし、必要だから委員会として全体で会おうという場合もあるわけだから、そういうことについては余り細かな規定はしないで、議会の姿勢として意見を聴くと、その程度にしておいて、あとはそのときの判断に任せられるようにした方が、この間の実際の事例から見たときに、より意見を聴きやすくなるのではないかなと思うんですよね。そういう意味で、余り細かなことは規定しないで、議会の姿勢として規定しておく。これは公聴会制度とも違うし、要するに別の形でいろんな意見を聴く場を保障するというものとして整理しておく必要があるのではないかなと思うんですけれども。

○森戸座長 五十嵐議員も水上議員も、余り「議会は」ということにこだわらないで、精神的な議会の姿勢としてこういう手段があるよということを示しておいた方がいいのではないかなというご意見だったと思いますが、公聴会制度と参考人制度は議決が必要なんですよね。公聴会制度は議案に対する公聴会制度なので、より重いものなわけです。ですから、気軽に皆さんにご意見を聴くというのとまたちょっと違うやり方ですよね。参考人も調査に対する参考人制度なので、これも議決が必要なものだ。ある意味、第9条で言っているのは、そんな堅苦しい議決とかではなくてできるんだよということだと思いたいですけれども。

○宮下副座長 今、話をずっと聞いていて、そうかと、みんなが言いたいことはそういう理念的なことなんだなということが分かってきたんですけれども、何が誤解の原因になっているかということ、一番上の括弧の部分が、「市民の声を反映させる」というくくりの中でこの条文が規定されていると、みんないろいろと考えてしまうのではないかなと思うんですよね。だから、例えば「市民の声を聴く議会」とか、そういうような項目の持っている意味合いをもうちょっとみんなが思っている

ものに近付けた方がいいのかなと、今ふと思いました。

○森戸座長 「市民の意見を聴く」、「耳を傾ける議会」、名称ですよ。 「反映させる」というと、全部聴いたら反映させなければいけないのかと思うということです。すると、宮下副座長としては考えると。ここの名称を変えていくことではいいのかなと思うんですけども、内容と題名を合わせると。

○片山議員 ただ、重要なのは、請願と陳情についてがしっかりと明記してあるということがこの項目ではかなり重要なことだと思っていて、第2項では書いてあるわけなんですけれども、です、ある種、請願と陳情をどのように受け止めてきたかということについては、これは採択した後は市民の意見を反映させていくということになっていくと思うんです。ただ聴くということだけではないかなとは思っています。

○森戸座長 そういうご意見もありますが、意見を聴くだけではなくて、反映させることが大事だということなんです。

○五十嵐議員 まずは聴く姿勢から始まると思いますので、できるだけ大勢の会派が納得するところで表現したらいいのではないかと思います。

○中山議員 片山議員のご意見はよく理解できます。陳情を採択した後、市長に送付すると。その陳情を見て、やろうかな、やめようかなとか、どこまでやろうかなというのは執行権者である市長、行政側の責任になるわけで、では議会の我々が実現させるために何ができるか。捉え方として、聴く議会ではなくて、意見を言う議会になってくると思うんですよ。ですから、市民の皆さんの声をまず聴いて行って、我々はニュートラルに判断していくという意味で言うと、先ほど宮下副座長がおっしゃったように、ここのタイトルを変えて、その中身は各条項の中で意味合いを持ってきますから、それで市民の皆さん、我々議会人に誤解に

ならないような形に整理していけばうまくまとまるのではないかなと。私もここの部分は否定してないので、いいのではないかと思いますけれども。

○森戸座長 今、「市民の声を聴く議会」とか「意見を聴く議会」としたらどうかということがあります。議会で採択した、例えば請願、陳情なども、やるかやらないかは市長なんです。市長がやらない場合には、議員は条例提案の権利があるわけで、それを活用するということになると思うんですけども、そこまではうたえないんですが、どこかで一致をさせるという点で、片山議員、いかがでしょうか。

○中山議員 座長がおっしゃることに相對するのであれば、先ほど我々がまさに議論していた政策提言の部分もあるわけですから、きちんと議会として活動はできるのではないかと見ていますけれども。

○片山議員 別に1班でこれを話し合ったわけではなくて、今いきなり出てきているので、あれなんです。市民の声を反映させる議会というのは、これは前議会のときからこの形で来ていたかなと思いますので、こちらを変えるというのはちょっと大きな変更かと思うので、ここで今、決められるようなものではないかなと思います。

○森戸座長 第3条第2号に、「市民の多様な意見を常に的確に把握し、政策立案及び政策提言に生かし、市政に反映させるよう努めること」となっているわけです。ですから、ここで議会運営委員会の原則としては入っているわけです。議員の活動原則でも、「市民の多様な意見の把握に努め」ということが入って、しつこいことに第9条でそれが入ることですから、議会運営の原則には「市政に反映させるよう努める」ということにもなっていますので、ここでは市民の意見を聴く手段というか、議会の機会としてこういうものがあるんだということでも十分に成り立つのか

なと思うところがありますが、どうでしょうか。

○中山議員 一つ、ここの中で注意しないといけないことは、市民が何か議会に対して意見を言うてくる、もしくは議会の方で市民と何か懇談等々して、ご意見を聴く機会があったときに、市民の方が言ったからといって、それを全て反映させると捉えられると、ちょっと誤解が生じるかなと。あと、陳情を出して、誠実に審査して、それが通った場合、市長に送付した時点で、その陳情内容を必ず市政に全て反映させる、当てはめていく、つまり実行に移していくということをしなければ議会側が評価されないというような誤解があってはいけないと思っていて、ここで一番重要なのは、市民の皆さんの声をできるだけ多く聴く姿勢があるかどうかということで、まさに先ほど五十嵐議員とかがおっしゃったことではないかと思っっているんですけども、いかがですかね。

○森戸座長 ちょっと意見が分かれるところかもしれないですね。市民の声を聴いたから全部反映させられるかどうかというのは、それはそれぞれ個々の議員の判断だと思うんですよ。だから、そこを縛ることはできないということはあると思うんです。ただ、議会で可決したり採決したものは、これは議会としての責任が問われるということがありますよね。ですから、そこは市民から採択したのに何で反映できないんだという声が出るというのはあることなので、その責任というのは多分生じてくるものですよ。ただ、やるかやらないかは市長の判断だから、議会には予算を編成する権利がないので、その限界はあるということだと思っんですけども、だから中山議員がおっしゃることはよく分かっているんですが、反映させるという意味では、それぞれ違いが出てくることは事実ですね。

○中山議員 まさにそこが我々が懸念していることであって、もし意見が分かれて、解釈が違おうと。その解釈の仕方によって議会や議員個々が評価さ

れたり、やっていないではないかということにつながるのであれば、不一致になってしまいますね。

○宮下副座長 今、不一致と出たので、どきっとしたんですけども、それはそういう場合もあるかもしれませんけれども、みんなの思いをしんしゃくしつつ、市民の声を反映させる議会の本来の意味合いを明確にすると、例えば「市民の声を議論に反映させる議会」とか、これですと文言も変えていないし、より多くの議員の方々の思いも込められているのではないかなと思います。

○五十嵐議員 条文を見ていると、第1項のところでは、「市民の意見を聴く機会を設ける」という言い方、第2項になってくると、その1号のところでは、「意見を聴く機会を設ける」という言い方で、第3項になっていくと「意見を聴く機会を設ける」というのが随分出てくるというか、そういう条文なんだと改めて思ったんです。だから、宮下副座長が言うように、「反映させる」という表現ではなくて、「声を聴く」というのも、条文から照らすと間違いではないかと、そのようにも思いましたので、余りここは姿勢としては聴くという姿勢でいいのではないかなと思った次第でございます。

○鈴木議員 改めてこの条文を読み返すと、今、五十嵐議員のおっしゃっているとおりかなと思っっていて、とにかく一致させる方向でどういう議論を進めるかという意味で、そういう意味でも、今の五十嵐議員の意見を参考にできればと思っっています。

○森戸座長 全体は、「意見を聴く機会を設ける」ということでずっと来ているというのは、確かにそうなんです。条文の中身を、さっき言ったようにかなり変えたので、変えたことがあって、この題名はそういう意味では余りいじっていないんですよ。というのがあったので、いろいろそごは出てきているかなとは思っんですけど、だから意見を聴いて反映させる議員もいるし、これは

どうかと、その取捨選択はそれぞれの議員に任せられていると思うんですよ。だから、反映させたいと思えば反映させる議員がいていいし、逆に、意見を聴いたけれども、あの意見はおかしいよという議員がいて、そのことを議会で述べて反映させることだってあるわけで、ということですよ。だから、中山議員、是非不一致とかおっしゃらないで。

○中山議員 ごめんなさい、不一致というのは、一致しませんねという意味で言ったんですよ。別に削除しろとか、そういう話を言っているわけではなくて、余り時間もないし、これをずっと長々と議論していたら終わらないと思うので、どうしてもこれ、「市民の声を反映させる議会」でないと括弧の中はだめだと言うんだったら、譲りますよ。いいですよ。ただ、こういう議論があって、解釈は私なりにしていますので、例えば陳情が通って、こういう形になっているけれども、例えば自民党会派が動かないではないかとかいう評価をされても困る。

○森戸座長 その評価は市民に任せられていると思うんです。それは私たちがあれこれ言えないことなので、市民のところまでは縛ることはできないと思うんですよ。

○中山議員 理想論というのはあると思うんです。その理想論というところは議員全員、会派も全部一致していると思いますよ。そうあるべきだと思うし、そうしなければいけないと思うんです。それが一度に全部できないものですから、優先順位をつけて議論して、どこからどう手をつけていくかということをやっているんだと思うんです。ですから、その判断基準というは個々のことだし、それからそれぞれの市民の皆さんの意見を聴きながら慎重に判断されていると思うんです。だから、そのジャッジに対して、議会基本条例のこの括弧書きに「市民の声を反映させる議会」と書いてあって、第9条があるではないかと。だから自民

党はだめなんだとか、中山はだめなんだという議論になるんだったらやめましょうよという話なんです。

○森戸座長 中山議員、それは大丈夫です。中山議員だけが責められませんから。中山議員のご意見として分かりました。

今の意見は、この「市民の声を反映させる議会」という題名を残すのか、「市民の意見を聴く議会」とするのか、ここでちょっと分かっているかなと思っていますので、各会派持ち帰っていただくということでいかがでしょうか。

○中山議員 自民党はもう持ち帰りません。それでいいというんでしたら、これでいいです。もう時間がないし、タイトルで議論するんだったらやめた方がいい。だって、市民の方に説明がつけますから、議論しているわけですから、議会としてはこういう解釈ですと。

○森戸座長 自民党としては持ち帰るほどでもないということですか。

○中山議員 これが不一致になって、この括弧は絶対にこういう文言でないだめだということになったら、まとまらないでしょう。引くしかないではないですか。

○森戸座長 今、そういう議論をしているんですが、皆さんいかがでしょうか。

○百瀬議員 タイトルの話は別にして、先ほど事務局の方から出ていた懸念、こっち側としては理念を述べている条項で十分だというお話なんですが、それに対して事務局の方からは、具体的なことは書かれていない、「議会は」というような主語になっているので、それをどうするのかという、その辺はどのようにまとめられるのでしょうか。

○飯田議会事務局次長 その辺、まだ詰めがされていない状態なので、その部分のところは事務局で持ち帰らせていただけないかと思っております。申し訳ございません。

○森戸座長 ということなので、題名を含めて、

いかがですか。私はこだわるつもりはないんですよ。「市民の声を聴く機会を設ける議会」とかいうことでもいいのかと思うんですが、どうしてもだめだと、「反映させる」でいくんだと、片山議員、いかがでしょうか。

○片山議員 陳情、請願を別項目にあったんですが、それをここに一緒にしていったというような経緯もあったものですから、「市民の声を反映させる議会」というタイトルで、最初にあったのが公聴会とか、そういったものがいろいろと含めた制度の説明だったんですが、そこで共産党の意見としては、市民の声を反映させる形は必要だみたいなことが書いてあるわけなんですけど、私は割とこの表現は重要かなとは思っているところです。

○森戸座長 共産党の意見と座長の意見が違うことはある。どうやってまとめるかと思っただけで、すみません、そこは整合性がとれていないんですが、指摘された共産党、何かありますでしょうか。

ちょっと休憩します。

午後2時53分休憩

午後3時11分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩中に皆さんからいろいろなご議論を頂きました。大変前向きに捉えていただいていますけど、この題名については幾つかご意見を頂きましたので、持ち帰りをお願いしたいと思います。大体四つかなと思っただけで、一つは「市民の声を反映させる議会」、二つ目には「市民の声を議論に反映させる議会」、三つ目には「市民の声を届ける議会」、四つ目には「市民の声を聴く議会」という、この四つでそれぞれお考えをまとめていただきたいと思っただけです。ただ、若干意味合いが変わってくる場所はあるんですが、どうしても自分のこれがだめなら、第2希望ぐらいまで出していただけないでしょうか。ここだったらまとま

るといふものを出していただければありがたいと思っただけです、よろしくお願ひいたします。

あと、第9条の「議会は」というこの表現方法は、先ほど皆さんから様々なご意見を頂きました。これを含めて議会事務局で引き取らせていただくということで、保留にしたいと思っただけです、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、保留にしたいと思っただけです。

3時を過ぎましたが、ここで3時休憩のため、若干休憩します。

午後3時12分休憩

午後3時35分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、議会基本条例のたたき台の議論をいたします。

休憩前は第9条を行いましたけど、全体として保留にしたいと思っただけです、よろしくお願ひいたします。

第10条であります。第10条は「公聴会制度及び」と訂正させていただきました。ここについて説明を事務局からお願ひいたします。

○飯田議会事務局次長 第1班の作業結果を受けまして、正副座長と協議させていただいた結果、訂正させていただいたところをご説明させていただきます。

まず、1班のご指摘で、「積極的に」という言葉を使っただけで「努める」となっているのは違和感があるというお話でございまして、「積極的に」と使っただけの場合は「努めなければならない」の方が適当だろうということで、訂正させていただいているところでございます。

それから、公聴会と参考人制度の定義のところなんですけれども、もともとの案が「公聴会制度を積極的に活用し、市民等の意見を聴取する機会」という形になっておりまして、参考人の方は

「市民等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会」という形になっております。もともとの地方自治法第115条の2を見ますと、むしろ公聴会の方が学識ある市民の意見を聴取する機会ということをやっておりますので、「学識ある市民」という言葉を使うとしたら公聴会の方が適当だろうという形で、参考人と公聴会の方、「学識ある」うんぬんのところをチェンジさせていただいてるところでございます。

あと、「政策的学識等」というのも分かりにくい文言だというご指摘を1班の方から頂いておりますので、その辺、整理をさせていただいて、正副座長案としてまとめさせていただいているところでございます。

○森戸座長 ということでありまして、地方自治法から見ると、公聴会制度の方は「学識経験を有する者等から」ということになっておりますので、そういう文言にしたかどうかということです。また、参考人制度については、「市民の意見を聴取する」ということでいいのではないかということです。

あと、「積極的に」ときたら「努めなければならない」ということになりますので、そのように文言を精査させていただきました。これについて、よろしいですか。

○斎藤議員 第10条の条文としてはこれでいいと思います。このタイトルなんですけど、先ほど第9条に関しては、市民の声を「反映」なのか、「聴く」なのか、「届ける」なのか、議論が残るところですけれども、第9条、第10条併せて「市民の声」うんぬんという形の捉え方というのはできるのかどうか。私はできるだろうと思っているんですけども、そういったことも考えられるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 そういうご提案を頂きましたが、いかがでしょうか。

○鈴木議員 そういう新しい提案ですよ。いいご提案を頂いたと思います。シンプルになるという意味でね。私はいいのかなと思うんですけども、第9条のタイトルの持ち帰りとともに持ち帰って確認したいという思いを持っています。新しい提案なので、確認をしたいという意味です。

○五十嵐議員 持ち帰りということには私も賛成なんですけど、「努めなければならない」と変えた理由を今、伺いまして、「積極的に」があるから「努めなければならない」ということになるんだと伺いました。こういう条文ができると、本当に積極的にどんどん使いたいというように捉えられるんですけども、私は基本的には24人の議員の人たちが様々な多様な意見を議会というところに持ってくる場所に議会の良さがあるのではないかと思っております。まとまって誰かの意見を聴くとか、まとまって専門家の意見を聴くということは否定するものではありませんけれども、余りこの制度を積極的に述べられると、基本的な各会派なり、各議員なりの調査がおろそかになってはいけないのではないかなという思いもありますし、基本的にはそれぞれで調査ができるところが合議制の良さと思っております。余り「積極的に努めなければならない」と強くここでうたうのはどうなのかなという疑問をちょっと持っております。その辺も含めて、併せて持ち帰らせていただければと思っております。

○森戸座長 五十嵐議員としては、「積極的に」を削除したいということですかね。

○五十嵐議員 どちらかというと、前の改革連合でも言っている「積極的に」という形容詞は、どちらかというと削除の方が意見としてありますので、「積極的に」を削除の方が条文としてはいいのではないかなということも併せて、「努めなければならない」よりは「努める」の方がいいと思っています。

○森戸座長 公聴会制度を小金井市議会が活用し

たのは、1班の議論の中でも出ているんですが、昭和41年4月30日の水道料金の値上げのときが1回目です。2回目は、平成23年3月29日の小金井市議会の定数削減に関するものということで、40年で2回ぐらいしか使っていない。なので、そういう意味では、「積極的に」という言葉が入ったかなと。参考人については、厚生文教委員会で平成14年、清里少年の家管理運営委託に係る検査ということであります。公聴会の積極的活用というのはあると思うんですけども、参考人質疑も「積極的に」と思っている会派もいらっしゃるだろうし。

○斎藤議員 この条文は、地方自治法で定められている制度だから、わざわざ出さなくてもいいのではないかという議論もあって、小金井市議会としてこれを積極的に活用するんだよということの意思表示として、この議会基本条例に載せるということに意味合いが私はあるのかなと思っているので、プラス、これも含めてある程度市議会としての意気込みというか、姿勢というか、理念と言ってしまうといいのかどうか分かりませんが、小金井市政に対するそれぞれの議会の取組姿勢ということを表しているのではないかなと思うので、私は「積極的に」という言葉が入った方がいいと思っています。

○五十嵐議員 現状、今まで余り活用されていないというのは実態としてあるかなと思いますし、今、座長がおっしゃった事例を見ても、確かにもう少し活用されてもいいかなという思いはあります。ただ、「積極的に努めなければならない」という言い方になると、それに縛られるような印象をちょっと持ちまして、ちょっとそれが気になるというところなんです。確かに、現状を見た場合、もう少し活用してもいいのではないかという考え方はあることはありますけれども、条文としてはちょっと引かかるかなと思っています。

○中山議員 私も五十嵐議員に、自民党会派も同

意見なんです、ここで重要なのは、議会がこういった公聴会、参考人制度というのを使える機能を持っているというところが重要なのかなと。何が何でも公聴会をやらなければいけないということではないと思っております、必要があればそれは積極的にやると思うんですね。ですから、条文の中でそれに縛られるというか、書いてあるからやらなければいけないというような風潮になるのであれば、「積極的に」はとった方がいいのではないかと自民党会派としても考えています。

○渡辺（ふ）議員 さっき宮下副座長には、どうなのかと聞いたんですけども、ここで「積極的に」が入っているから「努めなければならない」という言い方にした方がいいという話があったんですけども、私は「公聴会制度を積極的に活用し」というところで「努めなければならない」という言い方にしなくても、「市民等の意見を聴取する機会の確保に努める」でもおかしくないのではないかなと思うんですけども、第1項も第2項も、それはどうなのかなということをもう一回確認したいと思います。

それから、「市民等の意見」という「等」というのが入っていたんですけど、新しい方では「市民」ということになっていて、これは学識ある市民に限られるということでしょうか。それとも、市民でなくても学識者の方にお問い合わせ、ということもあるということで今まで「等」が入っていたのかなと思っているんですけども、「等」が両方も消されているところを伺いたいと思います。

○森戸座長 1点は事務局の方ですよ。2点目の「市民等」となると、「等」は何なのかという話になってくるということで、参考人制度では、右側にもありますが、地方自治法上、学識経験を有する者については規定していない。したがって、「市民の意見」ということにしました。この「市民」というのは、全体確認していますが、在住、

在職含めて「市民」ということにしていますので、在職というのは、仕事で来られている場合も含めてだし、全体の市民、citizenの市民だと思えます。備考の上に「市民等」は「市民」で統一とありますが、規定をしないで「市民」と言っているのも、「等」は要らないのではないかとということです。

○飯田議会事務局次長 今のご議論の中で、斎藤議員の方から、第9条と第10条を一緒にするというようなご意見があったんですが、過去、平成26年2月3日に、第9条と第10条のところを別立てにするか、一緒にするかというようなご議論があり、2班で作業していただいた結果、二つの案、一緒に入れ込む案と別立てにする案と作っていただきました。それをもとに、3月27日に正副座長案としては分かれた案をお示しして、それで了承という形にはなっておりますが、最後に全体を見直す機会を設けることにしておりますので、そういった意味で全体を見直して、一緒にした方がいいということであれば、一緒にということも考えられることかと思いますが、今はそういった経過でこの条文ができております。

それと、「積極的に」と「努めなければならない」という義務規定の関係でございますけれども、例えば自分たちのことに対して記述する場合、積極的にこうしなければならないと自分たちに課す場合は、「積極的に」という場合は「しなければならない」というような続きをする場合がほとんどだと思います。他の団体に対して答申などをする場合は、そこまで「積極的に努めなければならない」までは言えないので、「積極的に努めてください」とか「努めるものとする」というような形で答申などを記述する場合があるかと思えます。自分たちのことを記述する場合は、「積極的に」と使った場合は「しなければならない」というような規定にすることがほとんど通例だと思っております。もしこの語尾を「努める」という形にす

るのであれば、「積極的に」ということではなくて、「必要に応じて」とか、そういう形が適当ではないかと思っております。

○斎藤議員 私は、条文を一緒にするというのではなくて、タイトルのつけ方として、「市民の声を反映させる議会」ということで、第9条、第10条を一まとめにするやり方に関して、そういう方法が一般的というか、あるのかないのかということで提案させていただいたので、条文を一緒にするという意味とは違う意味で私は先ほど申し上げました。

○森戸座長 第10条のタイトルをなくして、全部一括で「市民の声を反映させる」とか「市民の声を届ける議会」みたいな中に、この公聴会制度、参考人制度を盛り込むということですよ。それは問題ないかなと思うんですが、違うんですかね。最初は条の中に全部一緒だったんですよ。これは地方自治法にうたわれているので、別条にした方がいいのではないかと、確か正副座長の判断で別立てにしたということがありますがけれども、別に一緒にしてもおかしくはないですよ。

（「タイトルを抜かして別条というご提案ですかね」と呼ぶ者あり）そうです。タイトルは「市民の声を反映させる議会」という中に第10条も入れ込むと。（「項立てになるということですか」と呼ぶ者あり）そういうことになるのか。タイトルで条があってもいいんだよね。（「そこだけなのは不自然」と呼ぶ者あり）皆様のご意見はいかがですか。今、第9条と一緒にしてもおかしくはないけれども、ほとんどが条立てにタイトルをつけているので、これだけないということになると、市民は何でないのかという話になるかと。

○斎藤議員 すみません、前言撤回させていただきます。

○森戸座長 では、撤回ということでよろしいでしょうか。

あとは、「積極的に」という言葉ですね。「必

要に応じて努めるものとする」という言い方もあるということですよ。

○五十嵐議員 「必要に応じて」とか「積極的に」とか除いて、修飾語なしにして、「公聴会制度を活用し」、「努めることとする」という言い方はどんなものでしょうか。

○飯田議会事務局次長 今回の五十嵐議員の言い方も構わないかと思います。そういう制度を活用して機会の確保に努めるということで、自然な流れになるかと思います。

○片山議員 これは結構しつこく議論したところかなと思っていて、今、思い出せないんですけども、大分何回も議論をして落ち着いた条文かなと思っているんですが、見直す段階でやるというのはいいんですが、前の議論の決着はどうだったかを確認してから始めた方がいいかなと思います。

○五十嵐議員 多分、落ち着いたところが、右側の代表者会議修正事項で落ち着いたんだと思うんです。ここまではそんなに気にはならなかったんですが、「努めなければならない」と出てきたのは今日初めてではないかと思うんです。なぜ「努めなければならない」になったのかなと思ったら、「積極的に」があるからだということになったので、こういう意見になっているので、そういう意味では初めての提案かなと思っております。

○森戸座長 そうですね、新たな提案ということになるかと思います。経過としてはどういうことだったかなということですが、（不規則発言あり）今、事務局からアドバイスを頂きまして、2班の議論としては、「積極的に」というのを入れるべきという意見と、「積極的に」を削除すべきという意見と、二つに分かれていたというのが2班のご報告、資料で今、見まして、そういう結論になっていたということなんだそうですので、したがって、ここは議論しなければいけないところかなということですね。斎藤議員、そういうことでよろしいでしょうか。あれは何月何日でした

か（「2月19日」と呼ぶ者あり）去年の2月19日に報告をもらっていると。2月19日の報告の中で、そういうことなんです。

○中山議員 2班でもそうだったんですけども、意見は割れていると思うんです。ただ、現実的に考えますと、実際に公聴会制度とか参考人招致というのは、回数はそんなに開かれてはいませんから、議会として当然そういう機能を有していて、更にそこで必要に応じて積極的に活用するという意味合いで我々が認識しておけば、現実的にはそんなに事実上使われていないので、それは使わないという意味ではないんですけども、私は「積極的に」を外して、普通に現状に即した条文で皆様がまとまってくださるんだったら一番うまくいくのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○森戸座長 問題は、「積極的に」とつけても、つけなくても、どう私たちが活用して運用していくかということが大事であるということですよ、中山議員がおっしゃりたいのは。いかがでしょうか。

○中山議員 ご意見がないようですから、これで座長にまとめていただいて、まとめりそうなので。

○森戸座長 今、申し上げたことと言えば（不規則発言あり）斎藤議員は「積極的に」を入れるべきだと。（「それは撤回していない」と呼ぶ者あり）だから意見は分かれているわけですよ。

○宮下副座長 いろいろ落ち着くところを探しているんですけども、それを考えると、最初の右側の案に戻して、今、事務局の説明とは異なりますけれども、小金井市議会の独自性をこの作り込みの中で表すというのも一つの選択肢かなと思います。あえて通常の「積極的に」と書いている自分たちのことに対しても、最後は「努める」でいいんだと、こういう小金井市独自の解釈というものもありかなと。

○森戸座長 ただ、多分「積極的に」をどうする

かだと思うんですね。その末尾はいろんな言い方があって皆さん思っているのかなと思うんですが、そうでもないですか。

○齋藤議員 先ほど言いましたように、地方自治法で定められていることなので、ただそれを活用するというのではなくて、「積極的に」でなければ、いかどうかわからないんですけども、「適切に」とか「効果的に」とか、何か一言ないと、条文に載せるのに（「意気込みが」と呼ぶ者あり）そういうことですね。では、もうやめてしまえという勘弁してほしいんですけども、何か一言あった方がいいのではないかなと思うんですけども。

○中山議員 今、不一致の状態になっているんですけども、やめてしまえというつもりは全くないんですけども、まさに今、齋藤議員がおっしゃったように、「効果的に」とか、そういうのでいいということであれば、「積極的に」を「効果的に」に変えるのは全く異論はないです。まとまるのではないですか。

○五十嵐議員 私も「適切に努める」、宮下副座長の案でまとまるかなと思います。

○森戸座長 齋藤議員は「適切に」か「効果的に」かという（不規則発言あり）どうですか。中山議員、「適切に」、「効果的に」という。

○中山議員 現状を踏まえれば、そんなに使われていない。使わないという意味ではないんですよ。使われていないということなので、「積極的に」という表現でなければうまくいくのではないかなと思っています。

○森戸座長 理想としては「積極的に」ということを持っている方もいらっしゃると思うんですね。そこをもう少し、「効果的に」とか「適切に」とか、そういう言葉に変えられるかどうかなんですが、「積極的に」を主張してこられた方、いかがでしょうか。

○片山議員 これは前議会のところからこういう

文言になっていたの、私が「積極的に」を主張したわけではないんですが、そういったことをずっと引き継いで認められてきたものかなと思っていました。実際、まとまったところでは、右側の文言でまとまっていたかなと思っているんですが、1班の議論のところで、百瀬議員から違和感があるみたいなことは書かれていたということ踏まえて、正副座長案としては「努めなければならない」というような形で出させていただいたのかなとは思っているんですが、基本的には、今、宮下副座長がおっしゃったように、右側の修正事項となっている、ここではある程度まとまっていたものかなと私は思っているところです。

○鈴木議員 「努める」が「努めなければならない」と変わったということについては、若干の違和感を感じている者の一人です。だから、これが「積極的に」というところだけの言い替えでいいかどうか。少しこれは考えた方がいいのかなと思います。だから、「努める」と「努めなければならない」の中間があればいいかなと思うのと、「積極的に」の言い替えが、前向きな取組として「積極的に」ということなんですけれども、それがもう少しほかの言い替える言葉があればいいかな。要するに、「積極的に」だけでなく、「努めなければならない」、一番最後の部分にも少し違和感を感じているということです。

○水上議員 この間の議論を振り返ると、「積極的に」ということを入れるかどうかで随分議論した経過だったのではないかなと思うんです。いろんな意見がある中で、「積極的に」は入れようと、この間の小金井市議会の活用の仕方を踏まえて、もっと大いに使おうではないかという意味を込めて、「積極的に」という言葉が随分議論で入れ込んだ過程だったのではないかなと思うので、もし副座長が言うように、「努めなければならない」ということになってくると、ちょっと意見が分かれるようだったら、一致した右側の部分で、「努める」

という形で、整合性をとるという意味で言うと「努めなければならない」という形の方がすっきりいくのかもしれませんが、私は「積極的に」という言葉を残しておいた方が、この間の議論の積み重ねから言うと、その方がいいのではないかなと思うので、「なければならない」というところがもし引っかかるようであれば、一致している「努める」でどうかと思うんですけれども。

○中山議員 水上議員のご意見はすごく分かるんですけれども、「積極的に」を入れるか入れないかで長い間議論してきたわけですよね。それで一致してこなかった。（「一致した」と呼ぶ者あり）一致したの。だったら入れたらいいのではないですか。

○森戸座長 一致させて、あと、1班の作業部会にお願いして文言の修正をしたということではあるんですよね。そこで、1班の方から若干そういう違和感があるという、それは文言上の問題として違和感があるということになったので、「積極的に」ということでいけば、法文上は「何々しなければならない」となるということなんですよ。ただ、一致したんだけど、「何々しなければならない」ということまでは一致していないわけです。ですから、新しい提案といえば新しい提案なんですよ。

○百瀬議員 基本的な認識として、地方自治法の改正があって、本会議でも使えるという事態になったときに、使うということに対しては、機会があれば、効果的な、適切なチャンスがあれば使うというのは基本的な認識だと思うんですよね。そういう中で、私がちょっとこだわったというか、違和感を持ったのは、「積極的に」ということではなくて、最後の締めが「努める」とか「努めなければならない」というのが、何か言い回しがくどくて、要は「聴取する機会を確保する」とか、そういう単純な言い回しで締めれば、「積極的に」というのも課題には聞こえないし、すんなり

いくのかなと思っております。

○森戸座長 百瀬議員としては積極的な意味だということですね。努力義務規定になると、努力をするんだよということで、若干トーンは落ちるといいますよね。ただ、「機会を確保するものとする」と言うと、これは結構強い言い方になるのではないかという意味で違和感があるということのようですね。違和感があるというか、そのようにした方がいいのではないかという提案ですね。

○片山議員 記録としては百瀬議員の意見を残してはいるんですけれども、ただ、1班としてまとめて、代表者会議の提案というところを書いてあるものとしては「努める」という形、「積極的に活用して努める」という形で提案していると思います。

ですので、1班としてここでどうなのかと言ったのは、「政策的学識等」とか、その言い方がどうなのかということだったと思うんです。あと、「市民等」とか、その辺のことを申し上げたとは思いますが、ということも1班の方ではまとめて恐らく提言しているかと思います。

○森戸座長 代表者会議への提案は、第7条第2項は、「議会は、参考人制度を積極的に活用して、学識ある市民等の意見を聴取する機会の確保に努める」として代表者会議に申し送るということですよ。

○片山議員 これは恐らく打合せのときにもお話ししたと思うんですが、「政策的学識」ということではなくて、「学識のある市民等」でどうかというような形での提案かと思います。ただ、今、参考人と公聴会制度の整理のところ、そこはそうではなくてということになっているかなということでの座長案として出てきているということ、そこについての方が私としてはもうちょっと確認し合った方がいいかなとは思っているところです。

○森戸座長 そうなんです、今の「積極的に」というところ、1班としてはこれは一致して、「積

「積極的に努める」という言い方で提案されているわけですが。ただ、事務局と相談をしたときに、「積極的に」となれば「何々しなければならない」ということになるので、正副座長としては、「積極的に」を活用するんだったら「努力しなければならない」ということになるということで、今日、提案をさせていただきましたということです。ただし、それもだめだと。「積極的に活用し、努めること」もだめだというご意見だったんですよ。この間の経過で言うと、五十嵐議員からは、「積極的に」という提案はおかしいと。

○五十嵐議員 私は「努める」を「努めなければならない」というところに疑義があるので、「積極的に」を使ったら「努めなければならない」ということになるんだったら、「積極的に」を変えた方がいいのではないかと。話が元に戻るみたいな話ですけども、ただ、それが例えば「適切に」とか「効果的に」、その辺はいいかなと思いますけれども、「努めなければならない」というのが強いということが気になっておりまして、どうしてもそうなるんだったら、「積極的に」を変えることがいいのではないかとということなんです。

○板倉議員 こういう表現はだめですか。「積極的に」を使うのであれば、「努めるものとする」。

○森戸座長 原則として、これは努めるんだと、例外もあるということになる。「努めなければならない」よりも強いんですかね、「努めるものとする」の方が。（不規則発言あり）弱いかな。どちらでしょうね。法文用語というのがあるんですよ。「何々するものとする」、「何々しなければならない」、ただ、それが「努める」、「努力」だと、湯沢議員、どうでしょうか。

○湯沢議員 私ももともと割と「積極的に」という形容詞は五十嵐議員と同じ意見なんですけれども、客観的な評価がしにくい言葉なので、余りなじまないのではないかなという意見を当初から発

言させていただいていたんです。ただ、ここの代表者会議の意見として「積極的に」というのを入れたいというのがありましたので、であれば、最後は「努める」がいいかなということで一致させていただいていました。「積極的に努めなければならない」とありますと、何も知らない市民から見ると、「積極的に努めなければならない」というんだから、1年に何回もやるんだろうという印象を普通は受けるかなと思うんです。ですけども、公聴会だとか参考人制度はお金もかかりますし、必要に応じてやるものですので、1年に何回もやるということには恐らく頑張ってもならないと思うんです。そのときに、「積極的に努めなければならない」という言葉を使っていると、市民から見たときに条例違反ではないかという指摘を受けることが強く懸念されるのではないかなと思うんです。なので、私としては基本的には、最初に申し上げたように、「積極的に」をとって、最後は「努める」、「努めなければならない」という言い方にするのがいいのかなと思うんですが、「積極的に」と入れるのであれば、「努める」程度におさえておく、一般的の法文用語と違うというところもあるかもしれないんですけども、その辺におさえておくのが無難ではないかなと、私の意見としてはこんな感じです。

○森戸座長 そうすると、「努める」であれば皆さん一致するということですか。「努めるものとする」と板倉議員から提案があったんですが、「努める」で一致して、法文上問題があっても、議会が作る条文なので、「努めなければならない」というと、今、湯沢議員がおっしゃったような印象もあるので誤解を与えるということなんでしょうかね。なので、「努める」で、1班から提案があったとおりにした方がいいということですね。

ちょっと休憩します。

午後4時21分休憩

午後4時27分開議

○森戸座長 再開いたします。

第10条ですが、「積極的に活用し、努めなければならぬ」というこの文言については、皆さんから前の文章でいいではないかということで一致します。これは今までどおり「積極的に活用し努める」ということにしたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それと、湯沢議員からもう一度指摘を今、表の舞台でしていただいていいですか。

○湯沢議員 前は「市民等」となっていたんですが、今、「学識ある市民」ということで条文案が変わっていきまして、ただ、もともと地方自治法の公聴会の規定だと、真に利害関係を有する者または学識経験を有する者が公聴会の対象となっています。利害関係がある方を呼ぶというのは結構公聴会の大事な部分だと思いますので、ここも含めた条文にすべきではないかと思っておりますので、お願いいたします。

○森戸座長 今、湯沢議員からご指摘がありまして、そのとおりだと思いますので、第10条第1項と第2項は地方自治法の文言にかえていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。これは正副座長が提案したことで、そこは訂正させていただきたいんですが、よろしいですか。

○斎藤議員 第2項はこのままでいいのではないですか。地方自治法も参考人の出頭という形だけですので。

○森戸座長 「市民の意見」でよろしいですか。「市民」というのは、幅広く「市民」ということにしていますので、これでいきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、そのようにさせていただきます。

ほぼ第10条まで行きました。ご協力ありがとうございました。

本日はこれを持ちまして議会基本条例策定代表者会議を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 お疲れさまでした。

午後4時30分閉会